

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2019年6月17日

【事業年度】 第31期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

【会社名】 ソフトバンク・テクノロジー株式会社

【英訳名】 SoftBank Technology Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 CEO 阿多 親市

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03(6892)3063

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部長 清水 哲也

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿六丁目27番30号

【電話番号】 03(6892)3063

【事務連絡者氏名】 執行役員 経営企画本部長 清水 哲也

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	39,816	45,163	50,225	49,140	50,430
経常利益 (百万円)	1,403	2,230	2,286	2,399	2,291
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	883	1,405	1,598	1,556	1,386
包括利益 (百万円)	969	1,362	1,631	1,627	1,420
純資産額 (百万円)	10,974	11,726	13,015	14,532	15,857
総資産額 (百万円)	22,175	25,974	26,807	26,153	27,492
1株当たり純資産額 (円)	526.29	579.94	638.79	693.64	747.03
1株当たり当期純利益 (円)	45.57	72.37	82.16	79.09	70.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	45.10	71.73	79.80	76.95	68.98
自己資本比率 (%)	46.0	43.1	46.9	52.5	53.9
自己資本利益率 (%)	9.0	13.1	13.5	11.8	9.7
株価収益率 (倍)	12.89	10.36	24.04	23.80	33.97
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,665	1,425	2,168	3,077	2,784
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,334	361	959	997	1,092
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,595	1,128	751	548	567
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	5,698	5,616	6,075	7,606	8,728
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	833 [218]	858 [200]	960 [219]	970 [236]	1,012 [268]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第31期の期首から適用しており、第30期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3. 2017年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 第31期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第30期以前につきましても百万円単位で表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第27期	第28期	第29期	第30期	第31期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	36,118	40,833	45,507	44,157	44,734
経常利益 (百万円)	1,042	1,751	1,623	1,936	1,750
当期純利益 (百万円)	740	1,267	1,130	1,580	1,249
資本金 (百万円)	645	664	785	885	995
発行済株式総数 (株)	10,660,100	10,696,900	10,886,900	22,085,600	22,340,600
純資産額 (百万円)	10,032	10,920	11,974	13,103	13,959
総資産額 (百万円)	20,371	24,480	25,296	23,939	24,861
1株当たり純資産額 (円)	512.76	560.74	603.36	656.24	695.71
1株当たり配当額 (円)	20	30	30	15	20
(内1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	38.22	65.27	58.13	80.29	63.26
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	37.82	64.69	56.46	78.11	62.13
自己資本比率 (%)	48.8	44.2	46.9	54.2	55.5
自己資本利益率 (%)	7.7	12.2	10.0	12.7	9.3
株価収益率 (倍)	15.37	11.48	33.98	23.44	37.72
配当性向 (%)	26.2	23.0	25.8	18.7	31.6
従業員数 (名)	617	621	706	690	706
[外、平均臨時雇用者数]	[182]	[163]	[173]	[191]	[222]
株主総利回り (%)	78.4	101.6	264.3	254.0	322.8
(比較指標：配当込みTOPIX)	(130.7)	(116.5)	(133.7)	(154.9)	(147.1)
最高株価 (円)	1,690	1,559	4,350	4,400 2,315	3,310
最低株価 (円)	1,154	1,092	1,341	3,380 1,704	1,443

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第31期の期首から適用しており、第30期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

3. 2017年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行いました。第27期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。なお、第30期の株価の印は、株式分割による権利落後の最高株価及び最低株価を示しております。

5. 第31期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため、第30期以前につきましても百万円単位で表示しております。

2 【沿革】

年月	事項
1990年10月	ソフトウェアの試験・評価、海外ソフトウェアの国内への導入などの事業を目的として、ソフトバンク技研(株)を設立(資本金50百万円)。
1991年7月	ネットワーク製品群の企画・開発サポート並びにディーラー、エンドユーザーへのコンサルテーション・教育・サポート事業を目的として、ネットプロ・コンサルティング(株)を設立(資本金50百万円)。
1992年4月	ネットプロ・コンサルティング(株)、「ソフトバンクネットワークセンター(株)」に商号を変更。大阪府大阪市に大阪センター開設(現大阪オフィス)。
1994年4月	ソフトバンクネットワークセンター(株)、福岡県福岡市に福岡センター開設(現福岡オフィス)。
1997年8月	ソフトバンク技研(株)、ソフトバンクネットワークセンター(株)及びエスピーネットワークス(株)と合併(合併による増資後資本金160百万円)。
1999年1月	「ソフトバンク・テクノロジー(株)」に商号を変更。
1999年7月	日本証券業協会に株式を店頭登録。
2000年4月	子会社として、以下3社を設立。 ブロードバンド・テクノロジー(株)(2005年9月 「SBTコンサルティング(株)」に商号変更) [2008年3月 当社が吸収合併] イーシー・アーキテクト(株) [2009年11月 解散] ソフトバンク・モバイル・テクノロジー(株) [2008年3月 当社が吸収合併]
2000年10月	ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))が保有していた当社の全株式を現物出資し、ソフトバンク・テクノロジー・ホールディングス(株)が設立されたことに伴い、ソフトバンク・テクノロジー・ホールディングス(株)が直接の親会社となる。
2000年12月	決算期を9月期から3月期に変更。
2001年4月	イー・コスモ(株)(現M-SOLUTIONS(株))の株式を追加取得し、子会社化。
2002年6月	本社を東京都中央区日本橋箱崎町24番1号から東京都新宿区西五軒町13番1号に移転。
2004年3月	(株)エーアイピーブリッジの株式を取得し、子会社化 [2007年9月 当社が吸収合併]。
2004年6月	ソフトバンク・テクノロジー・ホールディングス(株)がソフトバンク(株)(現ソフトバンクグループ(株))に吸収合併されたことにより、ソフトバンク(株)が直接の親会社となる。
2004年12月	東京証券取引所市場第二部上場。
2005年8月	仮想ネットワーク構築ソフトウェアのマーケティング活動を目的として、三菱マテリアル(株)と共同でセキュアイーサ・マーケティング(株)を設立 [2010年12月 解散]。
2006年3月	東京証券取引所市場第一部指定。
2008年6月	イー・コマース・テクノロジー(株)の株式を追加取得し、子会社化 [2010年4月 当社が吸収合併]。
2008年10月	愛知県名古屋市に名古屋オフィスを新設。
2011年10月	台湾支店を新設。
2012年6月	子会社として亞洲電子商務科技有限公司(香港)を設立。 東京都港区に汐留オフィスを新設。
2012年11月	東京都港区に汐留開発ベースを新設。
2012年12月	子会社としてSOLUTION BUSINESS TECHNOLOGY KOREA Ltd.(韓国)を設立。
2013年6月	フォントワークス(株)の株式を取得し、子会社化。 (株)環の株式を取得し、子会社化。
2013年11月	福岡県福岡市に福岡開発センターを新設。
2014年2月	本社を東京都新宿区新宿六丁目27番30号に移転。
2014年4月	サイバートラスト(株)の株式を取得し、子会社化。
2014年7月	ミラクル・リナックス(株)の株式を取得し、子会社化。
2015年7月	子会社としてアソラテック(株)を設立。
2016年4月	ソフトバンクグループ(株)が、保有していた当社の全株式をソフトバンクグループジャパン(同)に移管したことに伴い、ソフトバンクグループジャパン(同)が直接の親会社となる。
2016年7月	子会社としてリデン(株)を設立。

年月	事項
2016年12月	東京都港区に汐留開発センターを新設。
2017年4月	宮城県仙台市に仙台開発センターを新設。
2017年4月	ソフトバンクグループジャパン(同)が、ソフトバンクグループインターナショナル(同)(現ソフトバンクグループジャパン(株))に吸収合併されたことに伴い、ソフトバンクグループインターナショナル(同)が直接の親会社となる。
2017年10月	ミラクル・リナックス(株)(吸収合併存続会社)がサイバートラスト(株)(吸収合併消滅会社)を吸収合併の方式により合併し、ミラクル・リナックス(株)の社名を「サイバートラスト(株)」へ変更。
2018年4月	ソフトバンクグループインターナショナル(同)が、保有していた当社の全株式をソフトバンク(株)に現物出資したことに伴い、ソフトバンク(株)が直接の親会社となる。
2018年4月	宮城県仙台市に仙台オフィスを新設。

(注) 提出会社は額面変更のため、1997年8月に合併したため、登記上の設立年月は合併会社(エスピーネットワークス(株))の1963年10月であります。実質上の存続会社である被合併会社ソフトバンク技研(株)の設立年月(1990年10月)をもって表示しております。

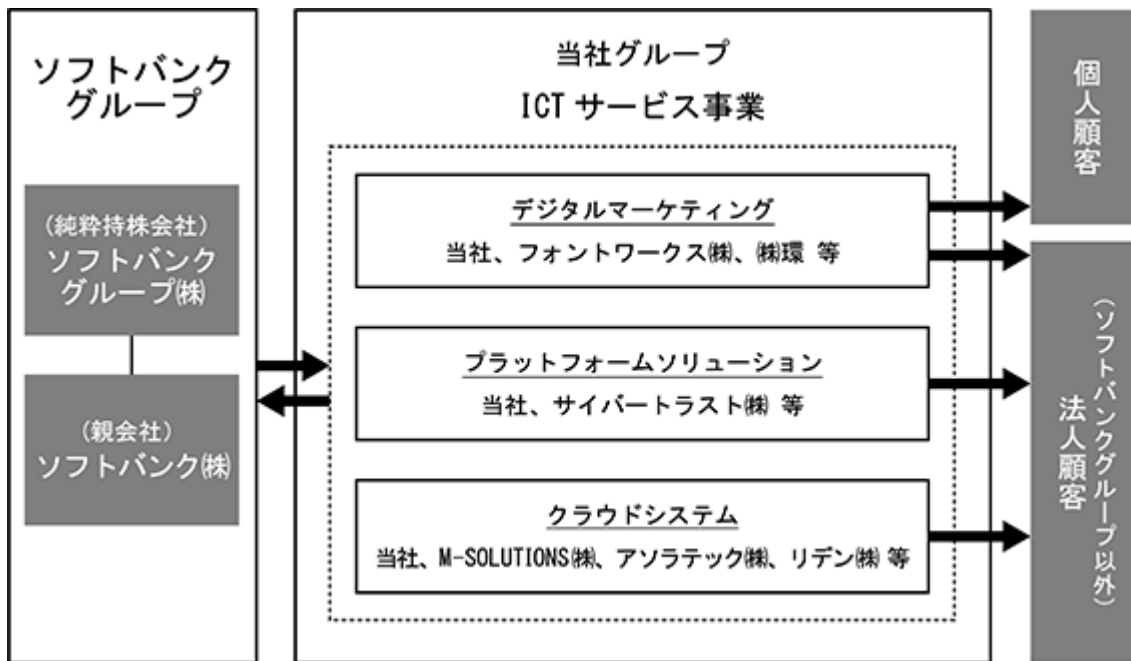
3 【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社(ソフトバンク・テクノロジー(株))と連結子会社10社及び持分法適用関連会社3社で構成されており、「ICTサービス事業」を営んでおります。「ICTサービス事業」を構成する主要なサービスの内容については以下のとおりであります。

セグメント	サービス区分	ソリューション区分	主な事業会社の名称
報告 セグメント	デジタル マーケティング	ECサービス	・ソフトバンク・テクノロジー(株) ・フォントワークス(株) ・(株)環
		データアナリティクス	
	プラットフォーム ソリューション	ITインフラソリューション	・ソフトバンク・テクノロジー(株) ・サイバートラスト(株)
		セキュリティソリューション	
	クラウドシステム	システムインテグレーション	・ソフトバンク・テクノロジー(株) ・M-SOLUTIONS(株) ・アソラテック(株) ・リデン(株)
		クラウドソリューション	

ソリューション区分	ソリューション内容
ECサービス	ECサイト運営代行、フォントセットの開発・販売、フォントサービスの提供
データアナリティクス	データ管理基盤の構築、アクセスログ解析、データ解析、BIツール、コンサルティングサービスの提供
ITインフラソリューション	サーバーやネットワーク機器の販売、運用保守サービスの提供、Linux/OSS関連製品の販売、組込開発
セキュリティソリューション	セキュリティ運用監視サービス、脆弱性診断、サイバー攻撃対策製品の販売・導入、電子証明書サービスの提供
システムインテグレーション	クラウドを除く情報システムの開発、アプリケーション開発、運用保守サービスの提供
クラウドソリューション	社内業務用情報システムのクラウド化、クラウドコンサルティング、自社クラウドサービスの提供

当社グループにおける事業の系統図は、以下のとおりであります。矢印はサービス提供の流れです。



(注) 2018年4月1日を効力発生日として、ソフトバンクグループインターナショナル(同)(現ソフトバンクグループジャパン(株))は、保有する当社株式の全てをソフトバンク(株)に現物出資しました。これにより、ソフトバンク(株)が当社の親会社に該当しております。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	議決権の 被所有割合 (%)	関係内容
(親会社) ソフトバンクグループ(株)	東京都 港区	238,772	持株会社	-	54.1 (54.1)	・業務受託
ソフトバンクグループ ジャパン(株)	東京都 港区	24	持株会社	-	54.1 (54.1)	なし
ソフトバンク(株)	東京都 港区	204,309	移動通信サービスの提供、携帯端末の提供、固定通信サービスの提供、インターネット接続サービスの提供	-	54.1	・商品等の販売 ・業務受託 ・通信サービスの購入
(連結子会社) M-SOLUTIONS(株)	東京都 新宿区	100	システムの設計・開発及び運用サービスの提供、モバイルアプリケーションの開発、モバイル動画配信サービスの提供	100.0	-	・システム開発作業の委託先 ・役員の兼任
フォントワークス(株)	福岡市 博多区	20	デジタルフォント(書体)の開発・販売、企画・開発、ソフトウェアの開発、テクニカルサービス、OEM等	100.0	-	・資金の借入 ・業務受託 ・役員の兼任
(株)環	東京都 新宿区	10	ITリテラシー教育支援、Webマーケティング・コンサルティング事業、解析ツール事業	100.0	-	・システム開発作業の委託先 ・役員の兼任
サイバートラスト(株)	東京都 港区	540	IoT事業、OSS/Linux事業、認証・セキュリティ事業	71.9	-	・業務受託 ・商品の仕入 ・システム開発作業の委託先 ・役員の兼任
アソラテック(株)	東京都 新宿区	60	農業におけるICTを活用した課題解決及び総合的なICTサービスの提供	51.0	-	・業務受託 ・役員の兼任
リデン(株)	東京都 新宿区	15	インターネットを利用した農地情報等の活用、農業経営の支援サービス等、農業成長戦略の活性化を支援するICTサービスの提供	66.0	-	・業務受託
その他 4 社						
(持分法適用関連会社) 3 社						

- (注) 1. 当社の親会社はソフトバンクグループ(株)、ソフトバンクグループジャパン(株)及びソフトバンク(株)です。ソフトバンク(株)は当社株式を直接所有しています。また、ソフトバンクグループ(株)及びソフトバンクグループジャパン(株)はソフトバンク(株)の親会社であり、当社株式を間接的に所有する親会社です。
2. ソフトバンクグループ(株)及びソフトバンク(株)は有価証券報告書の提出会社です。
3. 議決権の被所有割合欄の()内は、間接所有割合で内数となっております。
4. M-SOLUTIONS(株)及びサイバートラスト(株)は、特定子会社に該当します。
5. 上記子会社については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合がそれぞれ100分の10以下であるため、主要な損益情報等の記載を省略しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
ICTサービス事業	1,012(268)
合計	1,012(268)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(派遣社員、契約社員、嘱託、アルバイト社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当社グループはICTサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
706(222)	37.2	7.3	6,597,240

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(派遣社員、契約社員、嘱託、アルバイト社員)は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 他社への出向人員を含んだ当事業年度末の従業員数は731人となっております。
3. 平均勤続年数は被合併会社における在籍期間を通算しております。
4. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
5. 当社はICTサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

本有価証券報告書の提出日現在における経営方針は以下のとおりです。なお、将来に関する事項は別段の記載のない限り、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものです。

(1) 基本方針

当社グループは「情報革命で人々を幸せに～技術の力で、未来をつくる～」の企業理念の下、常に最先端のICT技術修得に挑戦し、お客様の業務効率化やコストの削減に留まらず、本業の成長を共にICTサービスで実現していくビジネスパートナーを目指しております。

当社が所属するソフトバンクグループは、「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、企業価値の最大化を図るとともに、世界の人々が最も必要とするテクノロジーやサービスを提供する企業グループを目指し、情報・テクノロジー領域において、さまざまな事業に取り組んでいます。当社は、ソフトバンクグループにおけるICTサービス中核会社として国内ソフトバンクグループ企業のITシステムを支援すると共に、ソフトバンクグループ各社とシナジーを発揮しながらお客様が抱えるさまざまな課題をICTサービスで解決することで、豊かな情報化社会の実現に貢献してまいります。

(2) 第2次中期経営計画の経営指標

当社グループは、「大きく成長する」ことを経営方針に掲げています。2014年3月期から2016年3月期を第1次中期経営計画と位置付け、「クラウド」「セキュリティ」「ビッグデータ」の3つの領域に注力し、事業の拡大を推進しました。2017年3月期から2019年3月期を第2次中期経営計画と位置付け、クラウド上にセキュリティ対策とビッグデータ解析の付加価値を融合し、お客様に対する付加価値を拡大すると共に、これら注力領域のサービス強化することでストックビジネスの拡大を目指しています。現時点におきましては、これら戦略の進捗として「3つの注力事業の合計売上高」及び事業のサービス化の進捗として本業の収益性を図る「営業利益及び営業利益率」を経営の最重要指標と考えております。

(3) 第2次中期経営計画における戦略及び対処すべき課題

当社グループが属するICT関連市場は、日々進化する技術と多種多様なサービスの出現により、その環境がめまぐるしく変化しております。クラウドコンピューティングの普及、情報のデジタル化に伴うビッグデータやAI活用、標的型サイバー攻撃や内部からの情報漏洩の脅威に対する対策、コンピュータだけでなく家電や車などのさまざまな「モノ」に通信機能を持たせてインターネットに接続させる「IoT(Internet of Things:モノのインターネット)」を利用した新しい価値の創出など、企業における戦略的なIT活用のニーズが高まっております。

当社は、ビジネスパートナーとして、このようなお客様のニーズを満たし、お客様の本業の成長に貢献することを通じて、お客様と共に事業成長及び企業価値の向上を目指すべく、2016年4月より第2次中期経営計画として以下の3つの基本戦略を推進しております。

クラウドへの集約

当社グループは、データアナリティクス、セキュリティソリューション、クラウドソリューションの3つの領域を注力事業として位置付け、従業員の重点的な配置、先端技術の修得、独自サービスの開発を行うなど競争力の強化に努めております。これまでに蓄積したノウハウや先端ICT技術の知見を組み合わせ、3つの注力事業をクラウド上で融合することで付加価値を高め、一層の顧客基盤の拡大・強化に取り組み、収益性の向上を目指してまいります。

また、新たなお客様に対しては、クラウドへの移行、クラウド上のシステム開発やデータ解析、それら周辺のセキュリティ対策や運用監視など、クラウドに関連した技術及びソリューションの提供に限定することで「クラウドへの集約」を加速してまいります。

IoTビジネスの開発

スマートホームやコネクテッドカー、スマート家電やスマート工場などのIoT化は、暮らしや仕事に新しい価値と豊かさをもたらすことが期待されています。その一方で、あらゆるモノがインターネットにつながる社会は、悪意のあるハッカーや犯罪組織などから、国境を越えて狙われる危険性もはらんでいます。

当社グループは、セキュリティ・バイ・デザインの考えに沿って、こうした脅威を防ぎ、安全で信頼できるIoT機器やスマートデバイスを開発していくために必要なプラットフォームを提供し、さまざまなセンサー及びデバイスから情報を収集したビッグデータを解析・学習させる仕組みをクラウド上でセキュアに提供することで、豊かなIoT社会の実現に貢献することを目指してまいります。

また、多くのお客様やパートナー企業と実証実験に取り組むことで技術的な可能性と付加価値の創出を追求し、実証された技術と付加価値をビジネスモデルとして構築することで、早期に収益化を実現してまいります。

強固な収益基盤の確立

会社の成長に伴う開発案件数の増加と案件規模の拡大により、当社におけるプロジェクト管理の重要性が高まっています。生産性と品質の向上を図るため、高度資格の取得とプロジェクト管理体制の強化を一層推進し、外部パートナーを含めたりソースの安定確保にも取り組むことで、プロジェクト収益の最大化に努めてまいります。さらに、業務フローや社内システムの見直しとIT活用による自動化・効率化によるオペレーションコスト削減を推進し、業績動向やエンジニアリソースの可視化による経営管理を徹底することで営業利益率の改善を進めてまいります。

また、大きく成長する過程において社員数や業務量が大幅に増加し、業務負荷の平準化、メンタルケアやワークライフバランスの向上など、社員満足度向上に対する取り組みの重要性が一層高まっております。配置転換による意欲向上やメンター制度による長期的な教育、長時間労働の対策やライフイベントに柔軟に対応できる制度の設置・推進など、会社と社員のコミュニケーション量を増やし、積極的な働き方や休み方の改革を推進し、社員の意欲が最大限高い状態を目指してまいります。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業展開及び経営の継続において、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項は以下のとおりです。当社グループは、これらのリスクを認識した上で、回避の可能性のあるものについては発生の回避に努め、また、リスクが現実化した場合には適切な対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの事業の特徴等について

取引先企業の需要による業績の季節変動性について

当社グループが提供する各種ソリューション及びサービスは、業務処理やネットワーク等に関するシステムのコンサルティング、設計・構築及び保守・運用などの総合的なサービスの提供であり、主として顧客企業による情報関連投資及び設備投資が対象になります。取引先企業の多くが通期の事業年度を4月から3月までと定めていることから、当社グループの売上高は、第2四半期末(9月)及び期末(3月)にかけて集中する傾向があります。したがって、当社グループの四半期もしくは半期の経営成績は、必ずしも通期の経営成績に連動するものではなく、それらの四半期又は半期の経営成績だけをもって、当社グループの通期の経営成績を予想することは困難となっております。

特定の取引先への依存について

当社グループでは、ECサイトのフロントショップでの販売から商品の受発注、物流、販売管理、決済・回収までのバックオフィス業務をトータルで受託するサービスを提供しておりますが、現状では売上高及び営業利益の大きな割合を特定の取引先に依存しております。当社グループは提供するシステムや独自の管理ノウハウ及び契約によって販売提携関係を維持しており、今後も継続する方針であります。もし、これらの提携企業がバックオフィス業務を自社内で行うことにしたり、サービス委託先を変更する場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

システム設計・構築事業について

当社グループでは、顧客企業のシステムの設計・構築サービスを提供しており、当サービスにおいては開発作業の前段階において、システムの仕様を顧客との間で決定する必要があります。しかし、実際には開発途中において顧客側の事情等により、当初定めた仕様の変更を余儀なくされる場合があります。そのようなケースでは想定外の開発コストが発生する可能性があります。また、近年の大規模・複雑化したシステムでは、稼働前に十分なテストを行う必要がありますが、顧客から提示された納期が短い場合には、テストが不足していることにより、事前に発見できなかった障害が稼働後に発生し、多大な瑕疵補修コストが発生する可能性があります。当社グループではこのようなリスクに対応するためプロジェクトマネジメント体制を整備し、重要案件については開発作業の進捗状況をモニタリングしておりますが、このような対策にもかかわらず、上記のような問題が生じた場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

他社製品・サービスの利用について

当社グループが提供するサービスはこれまでのシステム設計・構築サービスに加え、顧客へのシステム監視・運用・保守を実施する「サービスのインテグレーション」が増加しております。このようなサービス・インテグレーションにおきましては、例えば決済サービスなど外部から提供される第三者によるITサービスを組み込んで利用する場合がございます。そこでこのような外部サービスのサービス品質(機能、情報セキュリティ、サービス継続性)が重要になっております。当社グループでは設計段階から事前に十分な機能審査、与信審査、継続性検査、定期現地調査などによりサービスの品質と継続性を管理しておりますが、何らかの理由により外部サービス提供が損なわれた場合、当社グループ提供のサービスの一部が提供不可能となり、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) セキュリティ対策について

顧客が保有する情報へのアクセスについて

当社グループが企業に提供する各種ソリューション及びサービスは、当該業務の性格上、当社グループの従業員が顧客企業の保有する情報の検索又は参照などを行うことがあります。当社グループは、それらの情報をデータベースとして直接保有することはありませんが、業務上、これらの情報にアクセス可能な環境下にあります。当社グループでは、データベースへのアクセス可能者を限定登録し、アクセス履歴を記録するセキュリティシステムの導入等により防衛策を講じるとともに、従業員のモラル教育を徹底し、当社グループ従業員による情報漏洩への関与を未然に防ぐ措置を講じております。このような対策にもかかわらず、当社グループが情報漏洩に関与した場合には、損害賠償責任を負う可能性があるほか、現在受託している業務の継続にも支障が生じることなどにより、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループが保有する個人顧客情報の管理について

当社グループは、当社グループ独自のECサイト及び当社グループが運営を代行している契約顧客のECサイトにおいてIT関連商品の販売を行っていることにより、大量の個人情報を蓄積・管理しております。当社グループが管理するECサイトのデータベースは、外部から不正アクセスができないような保護策を講じているほか、個人情報に関するデータベースは、当該サイト内の他のデータベースとは独立させ厳重な管理に努めるとともに、データベースへのアクセス可能者を限定登録し、アクセス履歴を記録するセキュリティシステムを導入しております。これまでのところ外部に情報が漏洩したことはございません。当社グループは、今後とも、個人情報の厳重な管理に努める方針であります。もしも当社グループが管理・保有する顧客情報の漏洩が発生した場合には、当社グループの信用低下や損害賠償訴訟の提起などにより当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 親会社との関係について

当社グループはソフトバンクグループ(株)を中心とした企業集団に属しております。同企業集団の中核会社であり国内通信事業を担うソフトバンク(株)は、当社に与える影響が最も大きいと認められる親会社であり、当連結会計年度末現在、当社の議決権の54.1%を直接に保有しております。

当社は、経営の独立性を保ちながら、親会社のグループ経営に参画し、ソフトバンクグループのブランドその他の経営資源を当社グループ内で有効活用しておりますが、親会社の戦略に変更が生じた場合や将来的に親会社グループとの間で何らかの競合関係が生じた場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、親会社は、当社の株主総会の承認を必要とする事項に関し、普通決議事項について決定権及び拒否権を有し、また特別決議事項について拒否権を含む重大な影響力を有しておりますが、同社による議決権行使が、当社の他の株主の利益と必ずしも一致しない可能性があります。

また、当社に対する親会社の議決権比率は将来にわたって一定であるとは限りません。将来において、親会社による当社株式の保有比率に大きな変動があった場合には、当社株式の流動性及び株価形成、並びに当社グループの事業及び経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術革新への対応について

当社グループが属する情報サービス業界は技術革新が激しいことから、当社グループが現在保有する技術・ノウハウ等が陳腐化する可能性があります。当社グループは技術革新のスピードに対処するために、常に新しい技術・ノウハウを組織的に習得し、従業員全体の能力を高め、事業の推進に必要な人材を適切に確保・育成し活用することにより、顧客のニーズに対して的確に対応していく能力を備えること等の方針を採っております。今後、これらの技術革新や顧客ニーズの変化に対し、当社グループが適切かつ迅速に対応できなかった場合には、業務の継続関係や業務委託に関する契約が変更又は解消されること等により、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材の育成・確保について

当社グループの事業は人材に大きく依存しており、高い専門性を持った人材を獲得し、維持する必要があります。当社グループでは、多様な人材が活躍できる風土、人事制度、オフィス環境の整備等を通じて優秀な人材の確保に努めるとともに、資格取得支援、研修制度の体系化等、人材の育成に注力しておりますが、人材の確保・育成が想定通りに進まなかった場合や人材が多数流出した場合には、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 事業継続性について

大震災や大停電、交通遮断など社会インフラが損壊するような緊急事態においては、当社グループが顧客に提供しているサービスが一部継続困難になる恐れがあります。

当社グループのサービスは、主に東京地区でITインフラを利用して顧客にサービスを提供しておりますが、ITインフラを支える基盤が停止した場合(例えば、電源停止、データ通信回線途絶、要員確保困難)、サービスの継続が困難となります。当社グループでは事業継続計画を定め、あらかじめ想定された緊急事態に対処できるよう無停電データセンターの確保、通信回線冗長化、在宅勤務可能な機器設備の用意などを進めており、さらにサービスの重要度にもとづく優先順位を設定し、一部サービスを縮退して継続的に提供する契約形態の採用などの施策を用意しております。しかしながらこのような緊急事態が発生した場合、サービス提供の一部縮小は避けがたく、当社グループの事業展開、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 当期の経営成績に関する説明

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、経営成績等)の状況の概要は以下のとおりです。

財政状態の状況

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

a. 流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末より1,554百万円増加して、20,008百万円となりました。これは主に、現金及び預金が1,122百万円増加したことなどによるものです。

b. 固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、前連結会計年度末より214百万円減少して、7,484百万円となりました。これは主に、投資有価証券が373百万円減少したことなどによるものです。

c. 流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末より216百万円減少して、10,212百万円となりました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金が295百万円減少したことなどによるものです。

d. 固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、前連結会計年度末より230百万円増加して、1,422百万円となりました。これは主に、リース債務が365百万円増加したことなどによるものです。

e. 純資産

当連結会計年度末の純資産は、前連結会計年度末より1,324百万円増加して、15,857百万円となりました。これは主に、利益剰余金が1,090百万円増加したことなどによるものです。

経営成績の状況

	(百万円)			(円)	
	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益
2019年3月期	50,430	2,513	2,291	1,386	70.23
2018年3月期	49,140	2,176	2,399	1,556	79.09
増減率	2.6%	15.5%	4.5%	10.9%	11.2%

当連結会計年度の業績につきましては、売上高及び営業利益が過去最高値となりました。

売上高は、クラウドソリューションやセキュリティソリューションが好調に推移した結果、前期比2.6%増の50,430百万円となりました。

営業利益は、注力事業の売上高構成比率が増加したことやストックビジネスの伸長により、前期比15.5%増の2,513百万円となりました。これに加え、低採算な機器販売からの戦略的撤退等により営業利益率は5.0%となり、前期比0.6ポイント向上しました。

経常利益は、前期に営業外収益、当期に営業外損失が一時的に発生したことにより、前期比4.5%減の2,291百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比10.9%減の1,386百万円となりました。

サービス区別の概況

当社グループの報告セグメントは、「ICTサービス事業」の単一セグメントとしており、「ICTサービス事業」を構成する主要なサービスの業績については、次のとおりであります。

ICTサービス事業を構成するサービス区分、ソリューション区分、主要なサービスの内容については、「第1 企業の概況 3 事業の内容」に記載しております。

・デジタルマーケティング

デジタルマーケティングの売上高は前期比3.1%増の22,656百万円となり、限界利益は前期比7.3%増の3,435百万円となりました。ECサービスは、個人向けのシマンテック事業で高機能製品への切り替えが進んだことやフロントビジネスが好調に推移した結果、増収増益となりました。データアナリティクスは、EC事業者向けのコンサルティングやアクセス解析ツールの受注が減少し、減収減益となりました。

・プラットフォームソリューション

プラットフォームソリューションの売上高は前期比0.6%減の11,483百万円となり、限界利益は前期比10.3%増の5,302百万円となりました。ITインフラソリューションは、低採算な機器の販売を終了した影響で減収減益となりましたが、利益率は前期比6.0ポイント向上しました。セキュリティソリューションは、セキュリティ運用監視サービスや電子認証サービスが堅調に推移し、増収増益となりました。

・クラウドシステム

クラウドシステムの売上高は前期比4.3%増の16,290百万円となり、限界利益は前期比0.8%増の5,784百万円となりました。システムインテグレーションは、請負型のシステム開発から運用サービスへのシフトを進めており、スポット開発案件が減少したことに伴い、減収減益となりました。クラウドソリューションは、コミュニケーション基盤のクラウド化や、生産性向上とセキュリティ強化を実現するエンタープライズモビリティサービスが堅調に推移し、増収増益となりました。一方、利益率の低いライセンス販売比率の増加や不採算案件の影響により利益率は低下しました。

(百万円)

		2018年3月期	2019年3月期	増減	増減率	
デジタルマーケティング	売上高	21,970	22,656	685	3.1%	
	限界利益	3,200	3,435	234	7.3%	
	利益率	14.6%	15.2%	0.5ポイント	-	
	ECサービス	売上高	19,900	20,993	1,093	5.5%
		限界利益	2,408	2,860	451	18.8%
		利益率	12.1%	13.6%	1.5ポイント	-
	データアナリティクス	売上高	2,070	1,663	407	19.7%
		限界利益	791	574	216	27.4%
		利益率	38.2%	34.6%	3.6ポイント	-
プラットフォームソリューション	売上高	11,555	11,483	72	0.6%	
	限界利益	4,805	5,302	496	10.3%	
	利益率	41.6%	46.2%	4.5ポイント	-	
	ITインフラソリューション	売上高	7,131	5,955	1,175	16.5%
		限界利益	2,500	2,447	52	2.1%
		利益率	35.1%	41.1%	6.0ポイント	-
	セキュリティソリューション	売上高	4,424	5,527	1,103	24.9%
		限界利益	2,305	2,854	548	23.8%
		利益率	52.1%	51.6%	0.4ポイント	-
クラウドシステム	売上高	15,614	16,290	675	4.3%	
	限界利益	5,737	5,784	46	0.8%	
	利益率	36.7%	35.5%	1.2ポイント	-	
	システムインテグレーション	売上高	8,651	8,226	424	4.9%
		限界利益	3,201	3,056	144	4.5%
		利益率	37.0%	37.2%	0.1ポイント	-
	クラウドソリューション	売上高	6,962	8,063	1,100	15.8%
		限界利益	2,536	2,727	191	7.5%
		利益率	36.4%	33.8%	2.6ポイント	-
計	売上高	49,140	50,430	1,289	2.6%	
	限界利益	13,744	14,521	777	5.7%	
	利益率	28.0%	28.8%	0.8ポイント	-	

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という)は、前連結会計年度末より1,122百万円増加して8,728百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、得られた資金は2,784百万円となりました。これは、法人税等の支払により909百万円の資金使用があったものの、税金等調整前当期純利益が2,255百万円、減価償却費が1,027百万円あったことなどによるものです。

前連結会計年度との比較では、仕入債務の増減額で1,631百万円資金使用が減少したものの、売上債権の増減額で2,470百万円資金回収が減少したことなどにより、得られた資金は292百万円減少しております。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、使用した資金は1,092百万円となりました。これは、無形固定資産の取得で904百万円の資金使用があったことなどによるものです。

前連結会計年度との比較では、投資有価証券の売却による収入が184百万円増加したものの、差入保証金の差入による支出が202百万円増加したことなどにより、使用した資金は95百万円増加しております。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は567百万円となりました。これは、非支配株主からの払込みによる収入で280百万円の資金の増加があったものの、自己株式の取得による支出で337百万円、長期借入金の返済で320百万円、配当金の支払で297百万円の資金使用があったことなどによるものです。

前連結会計年度との比較では、非支配株主からの払込みによる収入が280百万円増加したものの、連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入が407百万円減少したことなどにより、使用した資金は19百万円増加しております。

生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前期比(%)
ICTサービス事業(百万円)	20,403	103.1
合計(百万円)	20,403	103.1

(注) 金額はサービス売上原価によっており、消費税等は含まれておりません。

b. 商品仕入実績

当連結会計年度の商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前期比(%)
ICTサービス事業(百万円)	21,773	102.6
合計(百万円)	21,773	102.6

(注) 金額は仕入価額によっており、消費税等は含まれておりません。

c. 受注実績

当連結会計年度の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前期比(%)	受注残高(百万円)	前期比(%)
ICTサービス事業(百万円)	49,393	102.1	14,203	93.2
合計(百万円)	49,393	102.1	14,203	93.2

(注) 金額は売上価額によっており、消費税等は含まれておりません。

d. 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	前期比(%)
ICTサービス事業(百万円)	50,430	102.6
合計(百万円)	50,430	102.6

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
ソフトバンク(株)	5,647	11.5	5,272	10.5

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者による経営成績等の状況に関する分析

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しています。その作成には経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としています。経営者は、これらの見積りについて過去の実績等を勘案し合理的に判断していますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

a. 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載しております。

b. 経営成績等の状況に関する認識及び分析

第2次中期経営計画(2017年3月期～2019年3月期)においては、“お客様のビジネスパートナーへ”をスローガンに、[クラウドへの集約][IoTビジネスの開発][強固な収益基盤確立]を基本戦略と定め、これに基づいた重点テーマの達成に取り組みながら事業運営にあたってきました。

その中で、第1次中期経営計画(2014年3月期～2016年3月期)で設定した3つの注力事業(クラウド、セキュリティ、ビッグデータ)を融合してお客様に付加価値を提供することを目標に掲げ、「3つの注力事業の合計売上高」を経営の最重要指標の一つに設定しました。また、労働集約型のビジネスから脱却することを目的に事業のサービス化を推進しており、本業の収益性を図る「営業利益及び営業利益率」についても最重要指標に設定しました。

<ア. 経営環境の認識>

多くの産業・業種において、サイバー攻撃対策の必要性、ITを活用した働き方改革の推進、クラウドサービスの利活用、これらを推進するIT人材の不足を経営課題と捉えはじめたことを背景に、クラウドとセキュリティの需要は拡大したと考えております。また、ビッグデータやAI、IoT(モノのインターネット)を利用した事業の創出や、競争力強化を目的とした戦略的なIT投資の需要も増加基調にありました。

一方、あらゆる企業でシステムエンジニアやセキュリティ人材の需要が高まっていることを受け、優秀なIT人材の獲得コストも増加傾向にあります。当社グループにおいても、業務負荷の削減・平準化、メンタルケアや柔軟な働き方が可能な環境の整備、ワークライフバランスの向上など、社員満足度向上に対する取り組みの重要性が一層高まっていると認識しております。

<イ. 経営成績の分析>

このような経営環境の中、当期はクラウドソリューションが堅調な結果となりました。モバイルやタブレット端末でセキュアにクラウドを使用するための統合モバイル管理ソリューションの需要が拡大しました。加えて、セキュリティソリューションにおいては、セキュリティアナリスト不足やサイバー攻撃の早期発見と復旧のためのセキュリティ運用監視サービスの需要が増加基調となりました。またECサービスでは、一般ユーザーがランサムウェアやサイバー攻撃に備えるための高機能セキュリティ製品への切り替えが進んだことや、フォント需要の高まりにより好調に推移したと考えております。

一方で、システムインテグレーションにおいては、運用サービスへの移行が進んでいることもあり、請負型のスポット開発が減少傾向となりました。ITインフラソリューションにおけるサーバーやネットワーク機器の需要は継続してありますが、当社は前期に低採算な特定機器の販売終了を決定し、より利益率の高い案件に注力してまいりました。またデータアナリティクスでは、コンシューマ向けのECサイトにおいて個人の嗜好や行動に合わせてサービスを最適化するパーソナライズの需要が高まっているものの、広告代理店のシェア拡大など外部環境の変化もあったことから、当社グループにおいては縮小傾向となっております。

3つの注力事業の合計売上高

第2次中期経営計画においては、2014年3月期の注力事業の合計売上高を起点に、CAGR(年平均成長率)20%以上の成長に向けて取り組んでまいりました。当期においては、注力事業のうちクラウド及びセキュリティソリューションの伸長が、過去最高の売上高及び営業利益の達成を牽引したと考えております。

クラウドソリューションにおいては、コミュニケーション基盤のクラウド化やクラウド活用ソリューションが好調に推移しましたが、顧客の事業成長に貢献するビジネスIT領域で発生した不採算案件が収益に影響を与えました。セキュリティソリューションにおいては、セキュリティ運用監視サービスが好調に推移しました。データアナリティクスは、戦略転換をしたことにより減収となりましたが、注力事業合計の売上高は16,141百万円、限界利益は6,515百万円となりました。

この結果、2014年3月期から当期までの注力事業合計の売上高CAGRは34.8%となり、当期における注力事業合計の売上高構成比率は32.0%、限界利益構成比率は44.9%となりました。

営業利益及び営業利益率

営業利益及び営業利益率の成長に向けては、クラウド・セキュリティソリューションの増収と売上高構成比率の拡大、低採算な機器販売の戦略的撤退、ストック売上高の伸長により、営業利益率が改善しました。この結果、第4四半期偏重のバランスも緩和され、当期は営業利益目標である2,500百万円を達成できたと考えております。

また、不採算案件の抑制に向け、プロジェクト管理体制の強化を進めてまいりました。プロジェクト管理専門部署の設置や、当社単体の技術職社員における業界標準のプロジェクト管理資格(PMP)取得保有率は23%となりました。加えて、IoT市場における独自の立ち位置を早期に確立するため、積極的に先端技術を用いた実証実験に投資してまいりました。

一方、今後益々旺盛になると見込んでいるビジネスIT領域に挑戦してまいりましたが、複数の不採算案件が発生し、業績への影響があったと認識しております。

資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資金需要の主なものは、運転資金面では、顧客からの受託開発案件の長期大型化によって生じる回収と支払のギャップ増大によるものであり、また設備投資の面では、独自のクラウドサービスや、セキュリティ監視システムへの開発投資といったものであります。さらに事業戦略上必要であれば、他社の株式を取得するための資金需要が生じることもあります。

当社グループは、企業体質の強化を図りながら持続的な企業価値の向上を進めるにあたり、前述の資金需要に対応するための資金は、自己資金を中心として進めることを基本方針としております。そのためグループ内の資金効率を向上させるべく、当社は極度借入契約を通じて、資金余剰が生じている子会社から借り入れる一方、資金需要のある子会社に対しては、貸付を行うことがあります。

また、上記によっても賄えない短期運転資金需要が生じた場合に備えて、取引銀行との間で極度貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における連結ベースの流動比率は195.9%、現金及び現金同等物の期末残高8,728百万円に對し、有利子負債(リース債務含む)残高は479百万円と、高い流動性及び自己資金での投資余力を維持しておりますが、不測の事態に備えて、取引銀行との良好な関係の維持に努めております。

(3) 今後の中期的な戦略及び対処すべき課題等

第2次中期経営計画の総括

当社グループでは、第2次中期経営計画において3つの重点テーマに取り組んでまいりました。

- a. クラウドへの集約
- b. IoTビジネスの開発
- c. 強固な収益基盤確立

a. クラウドへの集約

当社グループは大手企業や官公庁のお客様に対して、マイクロソフトソリューションの導入実績を積み上げてまいりました。その中で、クラウド環境ならではのセキュリティ課題、データの分析・見える化、クラウドサービス同士の連携、UI/UXの改善対応などを通じてさまざまなノウハウを蓄積してきました。

当該期間において、これらの蓄積したノウハウをサービス化し、自社クラウドサービスのブランドとして「clouXion(クラウドジョン)」を立ち上げたことは、一つの成果と考えております。

また、セキュリティ対策製品の販売・導入・保守に加え、運用監視まで行う「マネージドセキュリティサービス」の提供を開始しました。このサービスと連携する独自のログ分析基盤をクラウド上に構築し、セキュリティアナリストの分析アルゴリズムをAI化することで、品質向上と作業効率化も実現しました。さらにグローバル監視センターを開設し、国内企業における海外拠点のセキュリティ運用監視をタイムリーに対応するための準備が整ったことも、大きな成果と考えております。

b. IoTビジネスの開発

お客様やパートナー企業との実証実験や共同研究を推進した結果、当社グループはデバイスからクラウドまで一気通貫したIoTソリューションを提供するための土台を作り上げたことが、大きな成果と考えております。

デバイスの領域では、IoTデバイスのライフサイクルをセキュアに管理可能な「セキュアIoTプラットフォーム」や極小画面デバイス向けフォントの提供を開始しました。

クラウドの領域では、IoT機器のデータ管理や可視化、AI等と連携が可能な「IoT Core Connect(アイオーティーコアコネクト)」の提供を開始しました。

一方で、IoTビジネスは大きな収益貢献には至っておらず、今後更なる事業拡大を推進してまいります。

c. 強固な収益基盤確立

大型不採算案件を抑止するために、プロジェクト管理体制の強化を推進してまいりました。

主に社内システムを扱う情報システム部門を対象としたコーポレートIT領域におけるウォーターフォール型の開発案件では、大型不採算案件を抑制するプロジェクト管理を実現することができました。

一方、事業部門を対象としたビジネスIT領域における開発案件では、変化の速いビジネス環境に対応するために要件等の変更が発生しました。これにより、当該領域で不採算案件が発生しました。

今後は、ビジネスIT領域においては、スクラム型の開発手法に移行準備を進めるなどの対応が必要だと考えております。

また、クラウド・セキュリティ・IoTの各分野において自社サービスを開発しましたが、販売チャンネルが整備段階である事から、今後はサービスの拡大に向けて販売体制を強化してまいります。

第2次中期経営計画においては、エンタープライズ向けのクラウドとセキュリティのナレッジを蓄積し、当社グループはシステムエンジニアやネットワークエンジニアの集団から、クラウドとセキュリティの専門家集団に進化することができました。

第3次中期経営計画

a. 新たな経営の基本方針

当社グループが属するソフトバンクグループは、ソフトバンクグループ㈱が掲げる「情報革命で人々を幸せに」という経営理念の下、企業価値の最大化を図るとともに、世界の人々が最も必要とするテクノロジーやサービスを提供する企業グループを目指しております。

当社グループは、「情報革命で人々を幸せに～技術の力で、未来をつくる～」ことを使命に掲げ、多様な働き方と挑める環境で先進技術と創造性を磨き、社会に新しい価値を提供し続ける企業を目指しております。そしてこの経営理念の下、「日本企業の競争力を高めるクラウドコンサル&サービスカンパニー」となることを長期ビジョンとして定めました。当社グループは、ICTサービスの提供を通じて豊かな情報化社会を実現することを経営方針としております。

b. 第3次中期経営計画の重点施策

当社グループでは、「サービスプロバイダーへの進化」と「コンサルティング&ビジネスITの創出」を重要テーマに位置付け、第3次中期経営計画を推進してまいります。

ア. サービスプロバイダーへの進化

- ・ サービス化につながるシステム開発に集中
- ・ クラウド&セキュリティのサービス化推進
- ・ パートナーセールスの確立と強化

イ. コンサルティング&ビジネスITの創出

- ・ 既存ビジネスのクラウド・DX推進
- ・ IoTや先端技術を活用した新ビジネスの協創
- ・ スクラム開発の浸透

また、優秀な人材の獲得及び意欲や生産性が高い状態で働くことのできる環境作りと働き方改革についても、継続して推進してまいります。専門技能向上のための機会提供、配置転換やメンター制度による長期的な教育、モバイルと先端IT技術の活用及び新しいワークスタイルに適した制度改編、学習やライフイベントに柔軟に対応できる休暇制度の設置など、さまざまな施策に取り組んでまいります。

c. 新ソリューション区分

当社グループの報告セグメントは、「ICTサービス事業」の単一セグメントです。これまで「ICTサービス事業」を構成する主要なサービスの業績を「サービス区分」として、サービス区分を構成する主要なソリューションの業績を「ソリューション区分」として開示しておりました。

次期からは、第3次中期経営計画で設定した重点施策の進捗を確認できるようにするため、サービス区分を廃止し、下記のとおり新しいソリューション区分で開示する予定です。

ソリューション区分	ソリューション内容	主な事業会社の名称
ビジネスITソリューション	<ul style="list-style-type: none"> 顧客の事業成長に貢献するためのコンサルティング及びITソリューション IoTサービス 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトバンク・テクノロジー(株) フォントワークス(株) サイバートラスト(株) リデン(株)
コーポレートITソリューション	<ul style="list-style-type: none"> クラウドサービス、セキュリティ運用監視サービス 働き方改革等のクラウド&セキュリティコンサルティング クラウドインテグレーション、セキュリティ対策製品販売 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトバンク・テクノロジー(株) サイバートラスト(株) アソラテック(株)
テクニカルソリューション	<ul style="list-style-type: none"> クラウドを除くシステムインテグレーション 機器販売、構築、運用保守サービス Linux/OSS関連製品の販売、組込開発 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトバンク・テクノロジー(株) サイバートラスト(株) M-SOLUTIONS(株) (株)環
ECソリューション	<ul style="list-style-type: none"> ECサイトの運営代行等 	<ul style="list-style-type: none"> ソフトバンク・テクノロジー(株)

第3次中期経営計画で目標とする経営指標

当社グループは、2020年3月期から2022年3月期までの第3次中期経営計画において、ビジネスITソリューション及びコーポレートITソリューションを注力事業に設定し、事業の拡大と企業価値のさらなる向上を図ってまいります。当期における当注力事業の売上構成比率は35%ですが、「注力事業の売上高構成比率50%」まで引き上げるとともに、「連結営業利益43億円(2019年3月期を起算にCAGR20%成長)」を最重要指標に掲げ、取り組みを推進してまいります。また、2022年3月期における株主資本利益率(ROE)は13%を目標に経営を進めてまいります。

2020年3月期連結業績予想

次期においては、国内労働人口の減少や少子高齢化及びIT人材・セキュリティ人材不足を背景に、企業の働き方改革への取り組み強化や生産性向上に向けたクラウド活用の需要、サイバー攻撃対策やセキュリティ運用監視サービスの需要が継続すると考えております。

加えて、2019年7月及び2020年1月におけるマイクロソフト社提供の一部のサーバーのサポート終了により、マイグレーション(新サーバーへのアップグレードとデータ移行)の需要が高まることが予想されております。また、サポート終了後も、「延長セキュリティ更新プログラム」を3年間利用できることがメーカーよりアナウンスされていることから、サーバーのクラウド化需要についても高まると予想しております。

このような動向が予測される状況において、お客様に代わってコーポレートIT機能の提供と、それらの運用・監視を担うことに注力してまいります。当社グループは、第2次中期経営計画で準備を進めてきた自社サービスの販売を一気に加速させ、マイグレーションやクラウド化、これに伴い高まるクラウドセキュリティの需要にも対応してまいります。

また、ビジネスIT領域における開発案件はスクラム開発へのシフトを進めることで、お客様の期待するスピード感とリクエストに応えてまいります。

以上により、次期の連結業績は、売上高54,000百万円、営業利益3,000百万円、経常利益2,900百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,700百万円を見込んでおります。

以上の見通し及び方針に基づく2020年3月期の連結業績予想は次のとおりです。

	(百万円)			(円)	
	売上高	営業利益	経常利益	親会社株主に 帰属する 当期純利益	1株当たり 当期純利益
2020年3月期予想	54,000	3,000	2,900	1,700	86.09
2019年3月期実績	50,430	2,513	2,291	1,386	70.23
増減率	7.1%	19.3%	26.6%	22.6%	22.6%

業績予想は現時点で入手可能な情報に基づいておりますが、実際の数値は今後さまざまな要因によって、予想数値と異なる可能性があります。

4 【経営上の重要な契約等】

仕入契約・販売代理店契約

契約会社名	相手先	契約年月日	契約内容	契約期間
ソフトバンク・テクノロジー(株) (当社)	(株)シマンテック	2009年1月12日	同社製品の仕入基本契約	自 2019年1月12日 至 2020年1月11日 (以降1年毎自動更新)

5 【研究開発活動】

当社グループでは、各社の技術部門が顧客のニーズを踏まえた上で、新規サービス等の開発を行っております。ソリューション区分ごとの主な研究開発活動は次のとおりであります。

a. セキュリティソリューション

当社において、当社が提唱するサイバーレジリエンスを実現するための研究開発を実施しました。従来型のインシデントレスポンスではなく、初動対応に重点をおいたインシデントレスポンスにおけるリスク分析手法や調査・復旧の手順を確立する等の成果をあげております。

また、連結子会社のサイバートラスト(株)では、IoTデバイスのライフサイクル管理の仕組み・考え方におけるセキュアなソフトウェアのリモートアップデートに関する研究開発を行いました。組込みのセキュリティ対策と課題に対して有効なセキュアOTA(Over the Air)のデモ環境構築といった成果を上げております。

b. ECサービス

連結子会社のフォントワークス(株)において、AR(Augmented Reality: 拡張現実)及びVR(Virtual Reality: 仮想現実)環境におけるフォントの使用方法について、大学と共同で研究開発を行いました。1つの組織に閉じないオープンイノベーションにより、AR/VR環境下における文字情報提示手法及びフォント特性を検証し、最適なフォントを特定するための実験を実施しました。

以上の研究活動における当連結会計年度における研究開発費は17百万円となりました。

なお、当社グループはICTサービス事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資総額は1,256百万円であります。そのうち主な内容は、セキュリティ運用監視サービス開発や基幹業務システム開発などです。

なお、当社グループはICTサービス事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

2 【主要な設備の状況】

2019年3月31日現在における当社グループの主要な設備は、次のとおりであります。

なお、セグメント情報の記載は、ICTサービス事業の単一のセグメントであるため、省略しております。

(1) 提出会社

事業所 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	合計 (百万円)	
本社 (東京都新宿区)	販売・開発・運用・管理 業務施設	215	443	729	1,389	613
大阪オフィス ほか9事業所	販売・開発・運用業務 施設	94	33	0	128	93

(2) 国内子会社

会社名	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (百万円)	工具、器具 及び備品 (百万円)	ソフト ウェア (百万円)	合計 (百万円)	
サイバートラスト ㈱ほか5社	販売・開発・運用・管理 業務施設	273	158	569	1,002	306

(注) 1. 帳簿価額には、建設仮勘定及びソフトウェア仮勘定の金額は含んでおりません。なお、金額には消費税等は含まれておりません。

2. 帳簿価額のうち「建物」は、建物附属設備及び資産除去債務の合計であります。

3. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】

当連結会計年度末現在における重要な設備の新設、改修計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設及び改修

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額 (百万円)	資金調達方法
当社本社	東京都新宿区	クラウド&セキュリティのサービス化推進のための開発、サービス提供のための機器の購入	249	自己資金

(注) 1. 上記設備計画による完成後の増加能力については、当社グループの提供するサービスの性質上、測定することが困難でありますので、記載しておりません。

2. 上記設備投資計画の着手及び完了予定年月日に関しては、流動的な要素が大きいため記載しておりません。

3. 上記設備投資予定金額は、本年度の当社計画による金額を記載しており、情勢に応じて見直しております。

4. 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

5. 当社グループはICTサービス事業の単一のセグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 重要な設備の除却及び売却

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	85,121,600
計	85,121,600

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月17日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,340,600	22,391,400	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式、単元 株式数 100株
計	22,340,600	22,391,400	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2013年5月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5、従業員 391、子会社取締役 1、子会社従業員 16
新株予約権の数(個)	752 [597]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 150,400 [119,400] (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	667(注) 1、6
新株予約権の行使期間	自 2014年7月1日 至 2019年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 672 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 7

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社は、2017年6月1日に実施した株式分割(1:2)に基づき、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。
2. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の発行価額と行使時の払込金額の合計額を記載しています。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げるものとします。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権者は、2014年3月期から2016年3月期までのいずれかの期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が下記(a)又は(b)に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち、それぞれ定められた割合(以下、「行使可能割合」という。)の個数を当該営業利益の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の末日までにそれぞれ行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- (a) 営業利益が23億円を超過した場合 行使可能割合: 50%
- (b) 営業利益が30億円を超過した場合 行使可能割合: 50%
- (2) 新株予約権者は、上記(1)に定める(a)又は(b)の条件を充たす前に、2014年3月期から2016年3月期のいずれかの期の営業利益が10億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までに上記(1)に基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。
- (3) 上記(1)及び(2)における営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標を取締役にて定めるものとする。
- (4) 新株予約権者は、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位(以下、「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

- (5) 上記(4)の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合又は当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (6) 上記(4)及び(5)の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合(本新株予約権者の死亡による場合を除く。)で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (7) 上記(4)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (8) 上記(4)及び(7)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (9) 上記(7)及び(8)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。
また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (10) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。
- (11) 新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (12) その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
5. 新株予約権割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。
6. 新株予約権割当日後、当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$
なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。
調整後行使価額 = 調整前行使価額 × $\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$
また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。
7. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を、本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づき、それぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

決議年月日	2013年11月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 1、従業員 29、子会社取締役 3、子会社従業員 7
新株予約権の数(個)	599 [524]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 119,800 [104,800] (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	847(注) 1、7
新株予約権の行使期間	自 2015年12月1日 至 2019年11月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 847 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社は、2017年6月1日に実施した株式分割(1:2)に基づき、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げるものとします。
3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使期間において、以下の区分に従い権利の一部又は全部を行使できるものとする。
- () 行使期間開始後2016年11月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の4分の1を限度として権利を行使することができる。
- () 2016年12月1日から2017年11月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の4分の2を限度として権利を行使することができる。
- () 2017年12月1日から2018年11月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権の4分の3を限度として権利を行使することができる。
- () 2018年12月1日から2019年11月30日までは当初に割当てを受けた新株予約権のすべての権利を行使することができる。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役又は従業員の地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (3) 上記(2)の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合又は当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(2)及び(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合(本新株予約権者の死亡による場合を除く。)で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (5) 上記(2)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

- (6)上記(2)及び(5)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、死亡後10か月以内に相続人が確定した場合、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (7)上記(5)及び(6)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (8)本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。
- (9)新株予約権者は、各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (10)その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を、本新株予約権の発行要項に準じた条件に基づき、それぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画書承認の議案につき、株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)当社は、新株予約権の割当てを受けた者が(注)3に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当該新株予約権を無償で取得することができる。

6. 当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

7. 当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により払込価額(以下「行使価額」という。)を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$

また、新株予約権割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	2016年8月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5、従業員 24、子会社取締役 3、子会社従業員 10
新株予約権の数(個)	2,720 [2,720]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 544,000 [544,000] (注) 7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,040(注) 1、8
新株予約権の行使期間	自 2018年7月1日 至 2022年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,050 資本組入額 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社は、2017年6月1日に実施した株式分割(1:2)に基づき、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。
2. 「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の発行価格は、割当日における新株予約権の発行価額と行使時の払込金額の合計額を記載しています。
3. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げるものとします。
4. 新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権の割当てを受けた者(以下「本新株予約権者」という。)は、2018年3月期から2020年3月期までのいずれかの期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が33億円を超過した場合に限り、当該営業利益の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の満了日まで、本新株予約権の全部を行使することができる。
 - (2) 上記(1)に規定する営業利益の判定において、適用される会計基準の変更等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な目標指標及び目標金額を取締役会において定めるものとする。
 - (3) 本新株予約権者は、権利行使時においては、当社又は当社子会社の取締役又は従業員であることを要しないものとする。ただし、本新株予約権者が懲戒解雇等により退職するなど、本新株予約権を保有することが適切でないと取締役会が判断した場合には、本新株予約権を行使できないものとする。
 - (4) 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
 - (5) 上記(4)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、死亡後10か月以内に相続人が確定した場合、当社が諸搬の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
 - (6) 上記(4)及び(5)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
 - (7) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。
 - (8) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
 - (9) その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

5. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

6. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が上記4の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社取締役会が別途定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

7. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

8. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	2016年8月24日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 73、子会社従業員 4
新株予約権の数(個)	804 [779]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 160,800 [155,800] (注) 6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,045(注) 1、7
新株予約権の行使期間	自 2018年9月1日 至 2022年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,045 資本組入額 (注) 2
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 当社は、2017年6月1日に実施した株式分割(1:2)に基づき、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額並びに新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額を調整しております。
2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げるものとします。
3. 新株予約権の行使の条件
- (1) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (2) 上記(1)の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合又は当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (3) 上記(1)(2)の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合(本新株予約権者の死亡による場合を除く。)で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (4) 上記(1)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (5) 上記(1)及び(4)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、死亡後10か月以内に相続人が確定した場合、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (6) 上記(4)及び(5)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (7) 本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなるとき、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなるときは、本新株予約権を行使することはできない。
- (8) 本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(9)その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

4. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1)当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)当社は、本新株予約権者が上記3の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社取締役会が別途定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3)当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5)特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

6. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

7. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)}}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	2017年8月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	従業員 27
新株予約権の数(個)	1,140 [1,140]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 114,000 [114,000] (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,804(注) 6
新株予約権の行使期間	自 2019年9月1日 至 2023年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,804 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げるものとします。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が10,000株以上の本新株予約権者が、以下のア乃至エに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア. 2019年9月1日から2020年8月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の25%まで

イ. 2020年9月1日から2021年8月31日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の50%まで

ウ. 2021年9月1日から2022年8月31日までは、上記ア及びイに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の75%まで

エ. 2022年9月1日から2023年8月31日までは、上記ア、イ及びウに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

(2) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が5,000株以上10,000株未満の本新株予約権者が、以下のア及びイに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

ア. 2019年9月1日から2020年8月31日までは、割り当てられた本新株予約権の数の50%まで

イ. 2020年9月1日から2023年8月31日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の100%まで

(3) 本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。

(4) 上記(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合又は当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

(5) 上記(3)及び(4)の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合(本新株予約権者の死亡による場合を除く。)で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。

- (6)上記(3)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれが早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (7)上記(3)及び(6)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、死亡後10か月以内に相続人が確定した場合、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (8)上記(6)及び(7)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (9)本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。
- (10)本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (11)その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
4. 新株予約権の取得に関する事項
- (1)当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2)当社は、本新株予約権者が上記2の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社取締役会が別途定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3)当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4)本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5)特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
5. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割・併合の比率
また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

6. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

決議年月日	2018年9月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	取締役 5、従業員 78、子会社取締役 3、子会社従業員 2
新株予約権の数(個)	2,165 [2,150]
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 216,500 [215,000] (注) 5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,932(注) 6
新株予約権の行使期間	自 2020年10月1日 至 2024年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,932 資本組入額 (注) 1
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在(2019年5月31日)にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を[]内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

- (注) 1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合、その端数を切り上げるものとします。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が4,000株以上の本新株予約権者が、以下のア乃至エに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ア. 2020年10月1日から2021年9月30日までは、割り当てられた本新株予約権の数の4分の1まで
- イ. 2021年10月1日から2022年9月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の4分の2まで
- ウ. 2022年10月1日から2023年9月30日までは、上記ア及びイに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の4分の3まで
- エ. 2023年10月1日から2024年9月30日までは、上記ア、イ及びウに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数のすべて

- (2)当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が3,000株以上4,000株未満の本新株予約権者が、以下のア乃至ウに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ア．2020年10月1日から2021年9月30日までは、割り当てられた本新株予約権の数の3分の1まで
- イ．2021年10月1日から2022年9月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数の3分の2まで
- ウ．2022年10月1日から2024年9月30日までは、上記ア及びイに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数のすべて
- (3)当初割当てを受けた本新株予約権の付与株式数の合計が2,000株以上3,000株未満の本新株予約権者が、以下のア及びイに掲げる時期に行使可能な本新株予約権の数は、当該規定に定める数に限られるものとする。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。
- ア．2020年10月1日から2021年9月30日までは、割り当てられた本新株予約権の数の2分の1まで
- イ．2021年10月1日から2024年9月30日までは、上記アに掲げる期間に行使した本新株予約権とあわせて、割り当てられた本新株予約権の数のすべて
- (4)本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員その他これに準ずる地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
- (5)上記(4)の規定にかかわらず、本新株予約権者が当社都合又は当社子会社都合の退職により権利行使資格を喪失した場合で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格喪失の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (6)上記(4)及び(5)の規定にかかわらず、本新株予約権者が権利行使資格を喪失した場合(本新株予約権者の死亡による場合を除く。)で、当社が諸般の事情を考慮の上、当該新株予約権者による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該新株予約権者は、権利行使資格を喪失しなければ行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (7)上記(4)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者の死亡の日より1年間経過する日と行使期間満了日のいずれか早い方の日に至るまでに限り、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (8)上記(4)及び(7)の規定にかかわらず、本新株予約権者が死亡した場合で、死亡後10か月以内に相続人が確定した場合、当社が諸般の事情を考慮の上、当該本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使を書面により承認した場合は、当該本新株予約権者の相続人は、本新株予約権者が生存していれば行使できるはずであった本新株予約権を行使することができる。
- (9)上記(7)及び(8)に定める場合を除き、本新株予約権の相続による承継は認めない。また、本新株予約権者の相続人が死亡した場合の、本新株予約権の再度の相続も認めない。
- (10)本新株予約権者は、本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における当社の発行可能株式総数を超過することとなる時、又は、当社の普通株式にかかる発行済種類株式総数が当該時点における当社の普通株式にかかる発行可能種類株式総数を超過することとなる時は、本新株予約権を行使することはできない。
- (11)本新株予約権者は、本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- (12)その他の権利行使の条件は、当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

3. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

4. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約の承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画の承認の議案、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画の承認の議案につき、当社株主総会で承認されたとき(株主総会による承認が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされたとき)は、当社は、当社取締役会が別途定める日に、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 当社は、本新株予約権者が上記2の規定により、本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなったときは、当社取締役会が別途定める日に、当該本新株予約権を無償で取得することができる。
- (3) 当社が会社法第171条第1項に基づき全部取得条項付種類株式の全部を取得することが当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (4) 本新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合(当該株式に係る単元株式数に株式の併合割合を乗じて得た数に1に満たない端数が生ずるものに限る。)が当社株主総会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。
- (5) 特別支配株主による株式売渡請求が当社取締役会で承認されたときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権を無償で取得することができる。

5. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により対象株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で行使されていない対象株式数についてのみ行われるものとする。調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- $$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下「合併等」という。)を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

6. 本新株予約権の割当日後、当社が株式の分割・併合及び時価を下回る価額で株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(時価発行として行う公募増資、新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じた1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

なお、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分の場合には、次の算式における「新規発行株式数」は「処分自己株式数」、「分割・新規発行による増加株式数」は「処分株式数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{分割・併合・新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{分割・新規発行による増加株式数}}{\text{(株式併合の場合は併合株式数を減ずる)}}$$

また、本新株予約権の割当日後に、当社が合併等を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他行使価額の調整をすることが適切な場合には、当社は合理的な範囲内で行使価額の調整を行うことができるものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2014年4月1日～ 2015年3月31日 (注)1	19,900	10,660,100	10	645	10	722
2015年4月1日～ 2016年3月31日 (注)1	36,800	10,696,900	19	664	19	742
2016年4月1日～ 2017年3月31日 (注)1	190,000	10,886,900	120	785	120	862
2017年4月1日～ 2017年5月31日 (注)1	10,100	10,897,000	7	792	7	870
2017年6月1日 (注)2	10,897,000	21,794,000	-	792	-	870
2017年6月1日～ 2018年3月31日 (注)1	291,600	22,085,600	92	885	92	963
2018年4月1日～ 2019年3月31日 (注)1	255,000	22,340,600	110	995	110	1,073

(注) 1. いずれも新株予約権の行使による増加であります。

2. 株式分割(1:2)による増加であります。

3. 2019年4月1日から2019年5月31日までの間に、新株予約権の行使により発行済株式総数が50,800株、資本金及び資本準備金がそれぞれ21百万円増加しております。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	18	34	25	124	10	4,796	5,007	-
所有株式数 (単元)	-	39,925	2,041	107,781	12,224	58	61,254	223,283	12,300
所有株式数の割 合(%)	-	17.88	0.91	48.27	5.47	0.03	27.43	100.00	-

(注) 自己株式2,501,279株は、「個人その他」欄に25,012単元及び「単元未満株式の状況」欄に79株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合 (%)
ソフトバンク㈱	東京都港区東新橋1-9-1	10,735,000	54.11
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	2,235,100	11.27
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱(信託口9)	東京都中央区晴海1-8-11	549,200	2.77
日本マスタートラスト信託銀行㈱(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	500,400	2.52
石川 憲和	東京都目黒区	240,000	1.21
オーディー11エスエスピークライ アントオムニバス88163 (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カスタディ業務部)	338 PITT STREET SYDNEY NSW 2000AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3-11-1)	178,600	0.90
日本トラスティ・サービス信託銀行 ㈱(信託口5)	東京都中央区晴海1-8-11	162,400	0.82
バンク オブ ニューヨーク ジーシー エム クライアント アカウント ジェ イビーアールディ アイエスジー エ フイー-エイシー (常任代理人 ㈱三菱UFJ銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1)	143,603	0.72
山田 勝男	千葉県浦安市	120,000	0.60
ゴールドマンサックスインターナ ショナル (常任代理人 ゴールドマン・サック ス証券㈱)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U. K (東京都港区六本木6-10-1)	117,629	0.59
計	-	14,981,932	75.52

(注) 1. 上記のほか当社所有の自己株式2,501,279株があります。

2. ソフトバンクグループインターナショナル(同)(現ソフトバンクグループジャパン㈱)は、2018年4月1日付で保有する当社株式の全てをソフトバンク㈱に現物出資しました。これにより、ソフトバンク㈱が当社の主要株主に該当しております。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行㈱の持株数は、信託業務に係るものであります。

4. 日本マスタートラスト信託銀行㈱の持株数は、信託業務に係るものであります。

5. JPモルガン・アセット・マネジメント㈱から、2019年3月22日付(報告義務発生日:2019年3月15日)にて提出された大量保有報告書の変更報告書により、同社が当社株式1,632,555株を、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシーと共同保有している旨の開示がなされております。しかし、当社として当事業年度における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主の状況には含めておりません。

当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりです。

大量保有者 JPモルガン・アセット・マネジメント㈱
住所 東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング
保有株券等の数 株式 1,632,555株(共同保有分を含む)
株券等保有割合 7.33%

6. アセットマネジメントOne㈱から、2019年3月25日付(報告義務発生日:2019年3月15日)にて提出された大量保有報告書の変更報告書により、同社が当社株式1,368,800株を保有している旨の開示がなされております。しかし、当社として当事業年度における同社の実質所有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

当該大量保有報告書の変更報告書の内容は次のとおりです。

大量保有者 アセットマネジメントOne㈱
住所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
保有株券等の数 株式 1,368,800株
株券等保有割合 6.14%

7. 当社は、2018年10月に従業員持株会を発足し、2019年3月31日時点における持株数は、67,475株になります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,501,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 19,827,100	198,271	-
単元未満株式	普通株式 12,300	-	-
発行済株式総数	22,340,600	-	-
総株主の議決権	-	198,271	-

(注) 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式79株が含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
ソフトバンク・テクノロジー(株)	東京都新宿区新宿六丁目 27番30号	2,501,200	-	2,501,200	11.20
計	-	2,501,200	-	2,501,200	11.20

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
取締役会(2018年4月25日)での決議状況 (取得期間2018年5月1日～2019年3月31日)	200,000	400
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	200,000	337
残存議決株式の総数及び価額の総額	-	62
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	15.7
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	15.7

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(百万円)
当事業年度における取得自己株式	37	0
当期間における取得自己株式	62	0

(注) 1. いずれも単元未満株式の買取り請求による自己株式の取得です。

2. 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)	株式数(株)	処分価額の総額 (百万円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
保有自己株式数	2,501,279	-	2,501,341	-

(注) 1. 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までに取得した株式数は含まれておりません。

2. 当期間における保有自己株式数は約定ベースで記載しております。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益の還元を重要な経営方針の一つと位置付けており、企業体質の強化を図りながら、持続的な企業価値の向上に努めております。株主の皆様への利益の還元策としては、配当による成果の配分を基本に考え、毎期の連結業績、投資計画、手元資金の状況等を総合的に勘案しながら、安定的かつ継続的に配当を実施する方針です。

当社の剰余金の配当は、期末の年1回を基本方針としておりましたが、株主の皆様への利益還元機会の充実を図るため、年2回、中間配当及び期末配当を実施する方針に変更し、2020年3月期より中間配当(基準日2019年9月30日)を実施することといたしました。これらの決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。なお、「取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる」旨を定款に定めております。

当事業年度の配当金につきましては、これまで第2次中期経営計画を進めてきた結果、当期の目標としていた営業利益2,500百万円を達成し、次のステージに進むための準備が整ったことから、前事業年度と比較して5円増配し、1株当たり20円の普通配当として実施しました。翌事業年度の配当につきましては、収益の第4四半期偏重が解消されつつあることから、株主の皆様への利益還元機会の充実を図るため、当期と同額の1株当たり年間配当金20円の普通配当とし、中間配当金10円、期末配当金10円を予定しております。

また、当社は株主還元及び株式効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策を遂行するために、2018年5月から2018年6月まで、取得総額337百万円の自己株式を取得いたしました。今後も、景気動向、金融情勢及び株式市場の状況等の経営環境並びに当社の財務状況などを総合的に勘案しながら、自己株式の取得を検討してまいります。

内部留保につきましては、今後の経営環境の変化に対応できる経営体質の強化とともに、M&Aや業務提携を前提とした出資等に活用したいと考えております。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2019年6月17日 定時株主総会決議	396	20.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「情報革命で人々を幸せに～技術の力で、未来をつくる～」を理念として掲げ、ICTサービス事業を展開しています。株主をはじめとするさまざまなステークホルダーとの適切な協働に努め、豊かな情報化社会の実現に貢献することを通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を目指します。そのためには透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを適切に整備することが必要不可欠であり、継続的にコーポレート・ガバナンスの充実を図る所存です。

企業統治の体制の概要

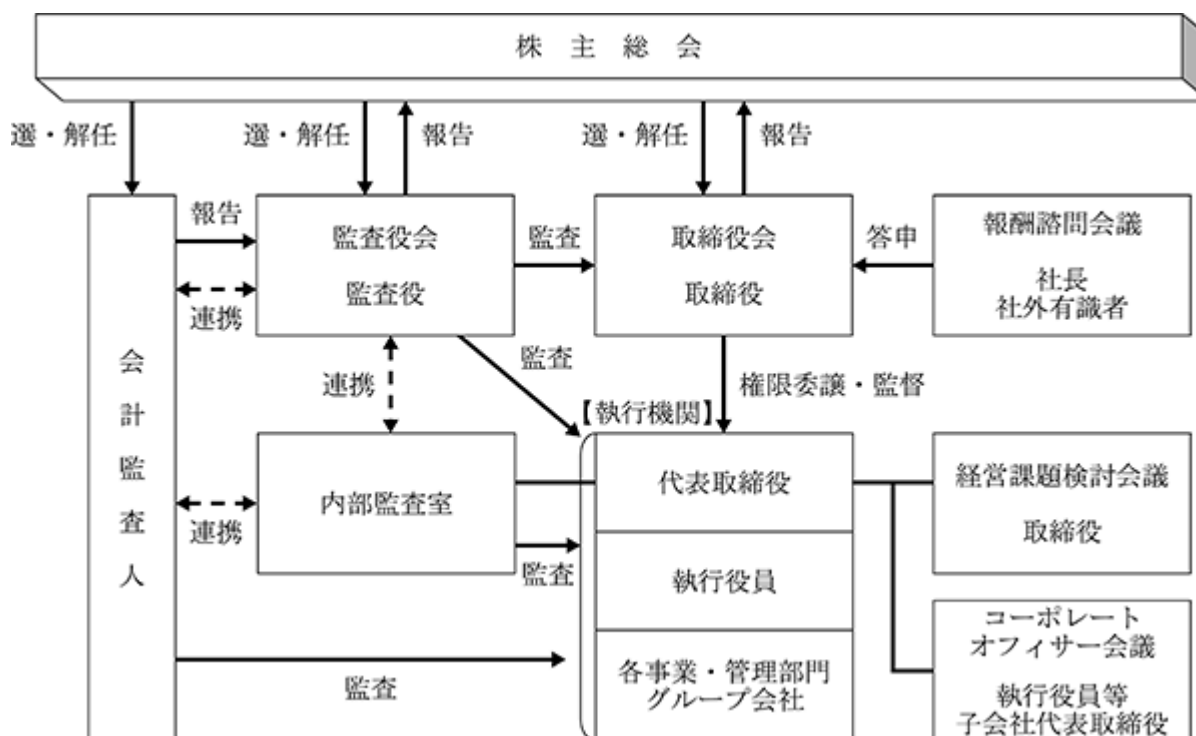
当社は、会社法に基づき取締役会及び監査役会を設置するとともに、執行役員制度を採用しており、現行の経営体制は、取締役8名、執行役員7名(うち取締役兼務者5名)、監査役4名であります(提出日2019年6月17日現在)。当社の取締役は9名以内とすること及び任期は1年とすることを定款で定めております。また、取締役のうち社外取締役は2名、監査役のうち社外監査役は3名であり、それぞれ独立した視点から経営監視を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制において重要な役割を担うものとして、経営課題検討会議とコーポレートオフィサー会議が設置されております。経営課題検討会議は、代表取締役社長を除いた社内取締役で構成され、法令遵守や企業倫理などコンプライアンスの確保とコーポレート・ガバナンス上の問題点、長期的視点での経営課題等が審議されます。コーポレートオフィサー会議は、原則として毎週開催され、執行役員等によって日常の事業活動における課題と事業戦略等が審議されます。また、連結子会社におきましては、当社執行役員等が取締役及び監査役として経営課題等について検討するなど、当社グループ全体のコーポレート・ガバナンスについて理解と徹底を図っております。さらに、報酬諮問会議は社外有識者を含めて構成され、取締役の報酬制度や水準について審議されております。

機関ごとの構成員は次のとおりであります。(は議長を示します。)

役職名	氏名	取締役会	監査役会	経営課題 検討会議	コーポレート オフィサー 会議	報酬諮問会議
代表取締役社長	阿多 親市					
取締役	佐藤 光浩					
取締役	後藤 行正					
取締役	喜多村 晃					
取締役	児玉 崇					
取締役	金子 公彦					
取締役(社外)	鈴木 茂男					
取締役(社外)	宗像 義恵					
常勤監査役(社外)	上野 光正					
監査役(社外)	廣瀬 治彦					
監査役(社外)	中野 通明					
監査役	内藤 隆志					
執行役員等					(17名)	(1名)
社外有識者						(1名)

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりです。



企業統治の体制を採用する理由

経営環境の変化や新たな事業領域への進出に対して迅速かつ確かな意思決定を行い、それとともに業務執行の監督機能と取締役会における相互牽制機能強化を両立していくために、当社業務に精通した社外取締役2名を選任しております。また、経営に関する機能を分担して、意思決定権限と責任の明確化及び業務執行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。なお、取締役会には、豊富な職務経験を有する社外監査役が常に出席して、適法性及び妥当性の観点から意見を述べるとともに、監査役会としての意見をまとめて定期的に社長に対して提出しており、経営監視機能を果たしております。

以上により、当社のコーポレート・ガバナンスは有効に機能していると判断しております。

内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制整備についての基本方針を以下のとおり決議しております。

a. 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「役職員コンプライアンス・コード」を基本指針として、取締役・従業員に対するコンプライアンス研修等を通じたコンプライアンス意識の高揚とコンプライアンス関連諸規程に基づく職務の執行を徹底しております。

また、「役職員コンプライアンス・コード」に基づき、反社会的勢力との一切の関わりを拒絶し、これらに対する毅然とした態度と適切な対処を図るため、各種の基本契約書への暴力団等の排除条項の盛り込み等社内的な整備に努めております。

当社は、「SBTグループ内部監査規程」その他社内諸規程に基づき、定期的なモニタリングを実施し、取締役及び従業員の職務の執行に係る法令及び定款の適合性を確保しております。

また、取締役会の諮問機関として社長を除く取締役をメンバーとする経営課題検討会議を設置し、中長期的な経営課題、経営執行の監督、コンプライアンスの確保とコーポレートガバナンス上の問題点等を審議しております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会議事録をはじめ、取締役会議事録、監査役会議事録、事業報告及び計算書類等について、法令、定款及び「文書保存管理規程」に基づき、所管部署によって管理しております。

また、取締役の業務執行に係る文書等についても、法令及び「文書保存管理規程」等に基づき、それぞれの所管部署によって保存、管理を行っており、取締役は、従業員に対して、その周知徹底を図っております。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社の持続的な発展や役員等々の安全確保を脅かす、外的及び内的なリスクを把握し、それに対応すべく次の対策を講じております。

- ・リスクを適切に認識し、管理するための規程として「危機管理規程」及び「危機管理基本ガイドライン」を策定して管理責任者を任命し、リスクの種類に応じてリスク毎の主管部署を決め、会社のリスク管理体制を整備しております。
- ・リスク管理に関する危機管理委員会を設置し、リスクに関する情報収集、分析、防止策等について継続して検討しております。
- ・重大なリスクが顕在化した場合には、緊急対策本部を設置し、被害を最小限に抑制するための適切な措置を講じます。

また、災害等の危機管理に関しては、安否確認システムの導入等により役員等々の安全確保を図っております。

さらに、情報セキュリティ活動を主導するため、情報セキュリティ対策会議を設置し、情報関連諸規程に基づく情報セキュリティ体制の整備や監査及び教育を実施しております。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、「取締役会規程」において取締役会の任務と運営を明確にするとともに、決議・報告すべき事項を明記しております。また、「権限規程」によって、職務権限と意思決定の適正化を図り、効率的な運営体制を確保しております。

また、経営環境の変化への機敏な対応と取締役の経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。あわせて、経営責任の明確化と意思決定・業務執行の効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。

e. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「SBTグループ憲章」を定め、当社グループに共通する行動規範としております。また、グループ会社の自主性を尊重しつつ、円滑な事業運営を図るため、「SBTグループ会社管理規程」を定め、主管部門を設置してグループ経営の一体性と効率化を図るとともに、以下の体制を整備しております。

- ・当社から主要な子会社に役員を派遣し、子会社の取締役会を通じて、子会社の事業状況及び財務の状況を把握しております。また、毎月当社の取締役会で事業内容の報告と重要案件に係る審議が行われております。
- ・「SBTグループコンプライアンス規程」を定め、グループ全体のコンプライアンスを推進するとともに、「フリー・アクセス・ライン」(ホットライン)の適用範囲をグループ会社まで広げ、当社グループにおけるコンプライアンス実効性の確保に努めております。
- ・当社グループ全体のリスク管理の整備・強化に向けて、「SBTグループリスク管理規程」を定めるとともに、必要に応じて子会社に対しても業務監査を実施し、リスクの監視に努めております。

f. 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、現在、監査役の職務を補助する専属の従業員を配置しておりませんが、監査役からの求めがあるときは、内部監査室をはじめとする各部門の従業員がその職務を補助します。監査役の職務を補助する従業員は、監査役から指示を受けたときはその指示を優先し、その指示に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

g. 当社及び子会社の取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役及び従業員は、業務執行において法令、定款に違反する事実、及び会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、ただちに報告すること、また、取締役は上記報告義務について、その周知徹底を図ることとしております。

また、当社及び子会社の取締役及び従業員は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、すみやかに報告することとしております。

さらに、監査役は、内部監査室から監査結果の報告を受け、追加監査や改善策の必要性を認識したときは、その指示を行うことができます。当社及び子会社は、監査役へこれらの報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知しております。

h. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、すみやかに当該費用又は債務を処理することとしております。

i. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室及び会計監査人から監査結果について報告を受けるとともに、監査の実施にあたっては、連携をとっております。

また、監査役と内部監査室は定期的に連絡会議を開催しており、情報共有やそれぞれの監査実施状況の報告、その他協同監査の実施等に関して緊密なコミュニケーションを図っております。

監査役会は、会計監査人を監督し、取締役からの会計監査人の独立性を確保するため、会計監査人の監査結果については独自に報告を受けております。

また、監査役は、取締役会に出席し、意見を述べるとともに、監査役会としての勧告や報告を行っております。

j. 財務報告の適正性・信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を策定するとともに、内部統制委員会の設置・統括担当役員の任命等、内部統制を推進するための体制を整えております。

さらに、金融商品取引法等の関連法令への適切な対応を図るため、財務報告に係る情報処理システム等を整備し、財務報告の信頼性の向上に取り組んでおります。

責任免除及び責任限定契約の内容

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、当社と業務執行取締役等でない取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、定款第29条第2項及び第37条第2項ただし書きに基づき、業務執行取締役等でない取締役については10百万円、監査役については1百万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

これらは、取締役及び監査役が職務を遂行するに当たり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨を定款で定めております。

自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

剰余金の配当(中間配当)の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議(株主総会の特別決議)は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 12名 女性 0名 (役員のうち女性の比率0%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 最高経営責任者(CEO) 執行役員	阿多親市	1958年9月28日生	1998年1月 マイクロソフト㈱(現日本マイクロソフト㈱)常務取締役 2000年5月 同社代表取締役社長 2003年8月 ソフトバンクBB㈱(現ソフトバンク㈱)常務取締役 2005年6月 ビートラステッド・ジャパン㈱(現サイバートラスト㈱)代表取締役社長 兼 CEO 2006年4月 ボードフォン㈱(現ソフトバンク㈱)専務執行役 情報システム・CS統括本部長 2006年6月 日本テレコム㈱(現ソフトバンク㈱)取締役 2007年6月 ソフトバンクテレコム㈱(現ソフトバンク㈱)専務執行役員 兼 CISO 情報システム・CS統括 2007年6月 ソフトバンクBB㈱(現ソフトバンク㈱)取締役 専務執行役員 兼 CISO 情報システム・CS統括 2010年6月 ソフトバンクモバイル㈱(現ソフトバンク㈱)取締役 専務執行役員 兼 CISO 情報システム・CS統括 2012年4月 当社最高経営責任者(CEO)執行役員(現任) 2012年6月 当社代表取締役社長(現任) 2012年6月 サイバートラスト㈱取締役会長 2013年6月 フォントワークス㈱取締役(現任) 2014年8月 ミラクル・リナックス㈱取締役 2015年7月 アソラテック㈱取締役(現任) 2016年6月 フォントワークス㈱代表取締役社長 2017年10月 サイバートラスト㈱代表取締役社長 2018年4月 サイバートラスト㈱取締役会長(現任)	(注)3	60

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 副社長執行役員 兼 CSO	佐藤 光 浩	1962年 9月16日生	1986年 4月 アベソフトウェア(株)(現アベイズム(株)) 入社 1991年 1月 ソフトバンク(株)(現ソフトバンクグ ループ(株))入社 1998年 8月 当社 入社 2000年12月 当社執行役員 2009年10月 当社執行役員 Webビジネスサービ ス事業部長 2010年 6月 当社取締役(現任) 2012年 5月 M-SOLUTIONS(株)代表取締役社長 2012年 6月 当社執行役員 兼 CTO 兼 CISO 兼 Research & Business Development 推進本部長 2013年 6月 フォントワークス(株)取締役(現任) 2014年 3月 サイバートラスト(株)取締役 2015年10月 当社常務執行役員 兼 CSO 兼 技術統 括 兼 PMパートナー本部長 2016年 6月 ミラクル・リナックス(株)取締役 2016年12月 (株)環 代表取締役社長(現任) 2018年 4月 当社副社長執行役員 兼 CSO 兼 技術 統括 2019年 4月 当社副社長執行役員 兼 CSO(現任) 2019年 6月 M-SOLUTIONS(株)取締役(現任)	(注) 3	15
取締役 常務執行役員 兼 営業統括	後藤 行 正	1957年11月11日生	1995年 4月 (株)ソフトクリエイイト取締役 システム 営業部長 1999年10月 ブラネックスコミュニケーションズ(株) 取締役副社長 2000年10月 オンセール(株)(現ガンホー・オンライ ン・エンターテイメント(株))代表取締 役社長 2003年 4月 (株)日立メディコ構造改革推進室長 2007年 4月 同社メディカルIT事業部・営業本部長 2008年 5月 当社 入社 2008年 8月 当社ソリューション事業部AccountOne ビジネス部長 2010年 3月 M-SOLUTIONS(株)取締役(現任) 2010年 4月 当社営業本部エンタープライズ統括部 長 2010年11月 当社執行役員 エンタープライズ営業 統括部長 2012年 6月 当社取締役(現任) 2013年 4月 当社常務執行役員 兼 クラウドソ リューション事業部長 兼 営業本部長 2014年 8月 ミラクル・リナックス(株)取締役 2017年 4月 当社常務執行役員 兼 営業統括(現任)	(注) 3	15
取締役 上席執行役員 兼 技術統括	喜多村 晃	1971年 5月26日生	1994年 4月 日本事務機器(株) 入社 2001年11月 当社 入社 2013年 4月 当社執行役員 Research & Business Development推進本部副本部長 2013年 7月 (株)環 取締役(現任) 2014年 4月 当社執行役員 CISO 管理統括管理本部 副本部長 兼 Research & Business Development推進本部長 2015年 4月 当社執行役員 技術統括エンタープ ライズソリューション本部長 2016年 4月 当社執行役員 技術統括 IoTプラット フォーム本部長 兼 技術統括エンター プライズソリューション本部長 2017年 4月 当社執行役員 技術統括テクニカルソ リューション本部長 2018年 4月 当社上席執行役員 兼 技術副統括 兼 パートナー 兼 PMパートナー本部長 2018年 6月 当社取締役(現任) 2019年 4月 当社上席執行役員 兼 技術統括(現任)	(注) 3	17.4

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 上席執行役員 兼 ソリューション統括 兼 ソリューションビジネ ス本部長	児玉 崇	1968年5月20日生	1989年4月 富士通(株) 入社 1993年2月 日本オラクル(株) 入社 1996年4月 Oracle Corporation(米国) 出向 2003年6月 ミラクル・リナックス(株)戦略事業推進 室 室長 兼 営業部長 2007年6月 同社カスタマーサービス本部長 2007年12月 Asianux Corporation(中国) 董事 2008年7月 ミラクル・リナックス(株)代表取締役社 長 兼 最高経営責任者 2015年4月 同社取締役会長 2015年4月 当社執行役員 管理統括 Research & Business Development推進本部長 2015年7月 アソラテック(株)代表取締役 2016年4月 当社執行役員 営業統括第3 営業本部 長 2017年4月 当社執行役員 営業統括公共営業本部 長 兼 ソリューション企画本部長 2017年10月 当社執行役員 営業副統括 兼 ソ リューション企画本部長 2018年4月 当社上席執行役員 兼 営業副統括 兼 ソリューション営業本部長 2018年6月 当社取締役(現任) 2019年4月 当社上席執行役員 兼 ソリューション 統括 兼 ソリューションビジネス本部 長(現任) 2019年6月 M-SOLUTIONS(株)取締役(現任)	(注) 3	-
取締役	金子 公彦	1965年10月27日生	1988年4月 国際デジタル通信(株)(現ソフトバンク (株))入社 1999年9月 ケーブル・アンド・ワイヤレスIDC(株) (現ソフトバンク(株))に転籍 同社 Director, Programme Management Asia 2005年2月 日本テレコム IDC(株)(現ソフトバンク (株))に転籍 オペレーション部門オペ レーション企画部長 2005年7月 日本テレコム(株)(現ソフトバンク(株))に 転籍 技術統括事業管理部担当部長 2007年4月 ソフトバンクテレコム(株)(現ソフトバ ンク(株)) 技術統括 事業管理部担当部 長 2009年6月 同社技術統括技術管理本部 事業管理 部長 2012年5月 ソフトバンクモバイル(株)(現ソフトバ ンク(株))技術統括移行促進本部移行企 画統括部長 2013年6月 同社技術第三統括移行促進本部長代行 2014年5月 同社営業第三統括移行促進本部長 2015年1月 米国Sprint Corporation 出向 Director, Technical Advisor Office 2017年1月 ソフトバンク(株)テクノロジーユニット 技術戦略統括技術管理本部副本部長 2017年4月 同社テクノロジーユニット技術戦略統 括技術管理本部長 2018年7月 同社テクノロジーユニットIT&ネット ワーク統括IT戦略本部長(現任) 2019年6月 当社取締役(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	鈴木茂男	1954年7月29日生	1979年4月 DXアンテナ(株) 入社 1990年9月 (株)神戸製鋼所 入社 新分野事業本部 情報エレクトロニクス本部 1994年1月 コベルコシステム(株)出向 ネットワー ク事業本部部長代理 2001年1月 ソフトバンク・コマース(株)(現SB C&S (株))入社 アリバ事業部執行役員 2003年1月 ソフトバンクBB(株)(現SB C&S(株)) 転籍 流通事業本部副本部長 2005年4月 ネクストコム(株)(現三井情報(株)) 入社 第六事業本部長 2006年6月 同社取締役常務執行役員営業部門統括 2012年4月 三井情報(株) 取締役常務執行役員事業 管掌 2015年4月 同社取締役 常務執行役員 管掌(ビジ ネスアライアンス部、商社・不動産営 業本部、金融営業本部、通信・産業営 業本部、次世代コミュニケーション事 業本部)先端技術センター長 2016年6月 当社取締役(現任)	(注)3	-
取締役	宗像義恵	1958年6月20日生	1981年4月 大日本印刷(株) 入社 1983年12月 インテルジャパン(現インテル(株))入社 1999年2月 同社コミュニケーション製品事業本 部長 2001年4月 同社社長室長 経営企画・政府渉外担 当 2004年2月 同社事業開発本部長 2009年4月 同社取締役副社長 2016年10月 ビーグローブ(株)設立 代表取締役(現 任) 2017年6月 当社取締役(現任) 2018年6月 武蔵精密工業(株) 社外取締役(現任) 2018年11月 (株)ウフル 社外取締役監査等委員(現 任) 2018年12月 (株)日本スウェーデン福祉研究所 社外 取締役(現任)	(注)3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常勤監査役	上野 光正	1952年11月9日生	1978年10月 昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入社 1982年1月 公認会計士登録 1985年8月 KPMGアムステルダム事務所 出向駐在 1989年10月 アーンスト・アンド・ヤング サンフランシスコ事務所 出向駐在 2002年5月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)代表社員 2008年10月 新日本有限責任監査法人(現EY新日本有限責任監査法人) 常務理事 2009年7月 アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザー・サービス㈱(現EYトランザクション・アドバイザー・サービス㈱)代表取締役COO 2015年6月 当社常勤監査役(現任) ㈱富士通ビー・エス・シー監査役 2016年2月 特定非営利活動法人 国連UNHCR協会 監事(現任) 2016年6月 ㈱富士通ビー・エス・シー取締役監査等委員	(注)4	-
監査役	廣瀬 治彦	1952年9月2日生	1981年10月 プライスウォーターハウス公認会計士共同事務所 入所 1985年8月 公認会計士登録 1989年9月 米国プライスウォーターハウス アトランタ事務所 監査マネージャー 1994年7月 米国プライスウォーターハウス パートナー 1996年10月 米国プライスウォーターハウス ニューヨーク事務所 日本ビジネス・リーダー 1997年3月 米国公認会計士登録(ジョージア州) 1997年9月 米国公認会計士登録(ニューヨーク州) 2006年9月 あらた監査法人 代表社員 内部統制業務サポート部 部長 2010年7月 あらた監査法人 代表社員 リスク管理コンプライアンス室独立性及びコンプライアンス担当パートナー 2013年4月 国立大学法人広島大学客員教授(現任) 2013年6月 当社監査役(現任) 2015年4月 ㈱シーイーシー監査役	(注)4	-
監査役	中野 通明	1957年4月27日生	1982年10月 司法試験合格 1985年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 千代田国際経営法律事務所所属 1990年5月 Cornell Law School、LL.M. Program 卒業 1990年8月 Powell, Goldstein, Frazer & Murphy (現Bryan Cave)所属 1991年4月 Arnall Golden & Gregory所属 1992年12月 岡本・鈴木・高松法律事務所(現隼あすか法律事務所)所属 1994年1月 岡本・鈴木・高松法律事務所パートナー 2002年7月 虎ノ門南法律事務所パートナー(現任) 2014年6月 当社監査役(現任)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	内藤 隆志	1964年5月30日生	1989年4月 日本国際通信㈱ 入社 2005年4月 日本テレコム㈱(現ソフトバンク㈱)財務本部 事業計画部 部長 2005年10月 同社財務本部 経理部 部長 2007年4月 同社財務本部 経理統括部 統括部長 2008年4月 同社財務本部 経理統括部 統括部長 兼 内部統制室 室長 2009年4月 ソフトバンクモバイル㈱、ソフトバンクBB㈱、ソフトバンクテレコム㈱(いずれも現ソフトバンク㈱、以下総称して「通信三社」)購買本部 本部長代行 2010年4月 通信三社 購買本部 本部長 2010年7月 ソフトバンクモバイル㈱(現ソフトバンク㈱)財務経理本部 本部長 2010年8月 ㈱ウィルコム(現ソフトバンク㈱)管財人代理 2012年7月 ソフトバンクモバイル㈱(現ソフトバンク㈱)執行役員 財務経理本部 本部長(現任) 2013年7月 ㈱ウィルコム(現ソフトバンク㈱)執行役員 兼 CFO 兼 財務統括 統括担当代行 2014年4月 ソフトバンク㈱(現ソフトバンクグループ㈱)経営企画、海外シナジー推進統括 経営企画部 部長補佐 2016年6月 SBプレイヤーズ㈱ 監査役(現任) 2018年3月 ソフトバンク㈱執行役員 財務統括 財務経理本部 本部長 兼 財務統括 上場準備室 執行役員室長 2018年6月 当社監査役(現任) 2019年2月 ソフトバンク㈱執行役員 財務統括 財務経理本部本部長 兼 財務統括 上場業務推進室 室長(現任)	(注) 4	-
計					107.4

- (注) 1. 取締役 鈴木茂男氏及び宗像義恵氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 上野光正氏、廣瀬治彦氏及び中野通明氏は、社外監査役であります。
3. 取締役の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 監査役の任期は、2016年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
5. 当社では、経営監視と業務執行の分離を促進するため執行役員制度を導入しております。執行役員は、取締役5名を含む7名で構成されております。

社外役員の状況

a. 社外取締役及び社外監査役の員数並びに当社との関係

提出日2019年6月17日現在において、当社の社外取締役は2名、また社外監査役は3名です。社外取締役及び社外監査役の各氏と当社との関係において特に記載すべき事項はありません。

b. 社外取締役又は社外監査役を選任するための会社からの独立性に関する基準又は方針の内容

当社は、独立した社外取締役等の独立性判断基準を次のとおり定めております。また、取締役会は、そのような独立性を有していることに加え、独立社外取締役に期待される役割・責務を果たしうる人物を候補者として選定するよう努めております。

「社外取締役及び社外監査役の独立性判断基準」

当社における社外取締役又は社外監査役が独立性を有すると判断するためには、次のいずれにも該当しないものとします。

1. 当社を主要な取引先とする者(注1)又はその業務執行者(注2)
 2. 当社の主要な取引先(注3)又はその業務執行者
 3. 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)(注4)
 4. 最近において(注5)次の(1)から(4)までのいずれかに該当していた者
 - (1) 1、2又は3に掲げる者
 - (2) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (3) 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (4) 当社の兄弟会社(注6)の業務執行者
 5. 次の(1)から(8)までのいずれかに掲げる者(重要でない者(注7)を除く。)(注8)
 - (1) 1から前4までに掲げる者
 - (2) 当社の会計参与(当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む、以下同じ。)(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (3) 当社の子会社の業務執行者
 - (4) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (5) 当社の親会社の業務執行者又は業務執行者でない取締役
 - (6) 当社の親会社の監査役(社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。)
 - (7) 当社の兄弟会社の業務執行者
 - (8) 最近において前(2)~(4)又は当社の業務執行者(社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。)に該当していた者
- (注) 1. 直前の事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払いを当社から受けた者をいいます。
2. 会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含みます。監査役は含まれません。
3. 直前の事業年度において、当社の連結売上高の2%以上の支払いを当社に行った者をいいます。
4. 直前の事業年度において、100万円以上の支払いを当社から受けた者をいいます。
5. 最近3年間のいずれかの事業年度をいいます。
6. 当社と同一の親会社を有する他の会社をいいます。
7. 重要である者の例としては、各社の役員もしくは部長相当以上の管理職又は会計専門家もしくは法律専門家については、公認会計士、弁護士等の専門的な資格を有する者をいいます。
8. 二親等以内の親族をいいます。

c. 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、取締役会その他の会議等において、各監査の結果、財務報告に係る内部統制に係る評価結果、内部通報状況等の報告を受け、必要に応じて意見の表明及び担当取締役、部門長又は監査役等との情報交換又は意見交換を行っております。また、会計監査人の考えや課題等は上記報告を通じて共有されますが、社外取締役が必要と判断した場合には会計監査人と直接情報交換の場を設けるなどして、十分な連携を確保することとしております。

社外監査役は、上記の報告を同様に受けているほか、常勤監査役と連携し、「(3)監査の状況」に記載する、内部監査及び会計監査との相互連携や内部統制を所管する部署との関係等を通じて、監査を実施しています。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

当社の監査役4名は、それぞれ取締役会に出席し意見を述べるほか、監査役監査として社内決裁書類を閲覧して業務の運営状況を把握するとともに、必要に応じて従業員に対して聞き取り調査を行っております。

なお、監査役上野光正氏及び廣瀬治彦氏は、公認会計士の資格を有しており、内藤隆志氏はその職務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

a. 内部監査の組織及び手続

当社の社内業務監査を担う内部監査室には2名が所属し、「SBTグループ内部監査規程」に基づき、当社グループ内各部門の業務活動及び諸制度の運用が適正に遂行されているか、また、業務の諸活動の管理が妥当かつ効率よく行われているかを検証・評価し、指導・助言・勧告を行っております。

b. 内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係

内部監査室は、年度監査計画の立案時に監査役に意見を求めることとしており、またその監査結果は定期的に両者の連絡会議を開催する中で監査役に報告され、必要に応じて共同監査の実施を検討するなど、緊密なコミュニケーションを図っております。また、会計監査人とも、適宜、監査結果の報告や意見交換を行っております。

会計監査人は、四半期決算、通期決算の後、監査結果について監査役会に報告し、意見交換しております。また、監査役は監査計画に基づいて実施した監査について、必要に応じて会計監査人に報告しております。

その他、法務部門や財務経理部門が、これらの監査に必要な協力を適宜行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 業務を執行した公認会計士

小林 弘幸氏

下平 貴史氏

c. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、会計士試験合格者等5名、その他1名です。

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、下記e.に記載の、監査役会による監査法人の評価結果を踏まえて、監査品質や独立性を確認し、有限責任監査法人トーマツの再任を判断いたしました。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

e. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社監査役会は、被監査部門である経営執行部門から報告を受けるほか、監督官庁による検査結果や法人内の品質管理体制などを、監査法人より聴取するのに加えて、監査現場への立会等を通じて、監査品質を維持し、適切な監査が実施できているかを総合的に検討した上で、監査法人の評価を行っております。

監査報酬の内容等

「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」（平成31年1月31日 内閣府令第3号）による改正後の「企業内容等の開示に関する内閣府令」第二号様式記載上の注意(56) d (f) から の規定に経過措置を適用しております。

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	36	-	38	-
連結子会社	18	-	23	-
計	55	-	61	-

b. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

c. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、期首に提示された監査計画に基づいて、監査内容を確認し、監査役会との協議の上、過不足なき適正な報酬額を決定することとしております。

d. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の前事業年度における職務執行状況や報酬実績を確認し、当事業年度における監査計画の内容、報酬見積の算出根拠の適正性等を検討した結果、これらについて適切であると判断したため、取締役会が提案した会計監査人の報酬等に対して、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 報酬等の基本方針

当社の役員報酬等は、株主との価値共有を促進し、説明責任を十分に果たせる客観性と透明性を備えた上で、優秀な人材を確保・維持できる水準を勘案し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のインセンティブとなる報酬体系とすることを基本方針としております。

b. 報酬等の体系

当社の役員報酬等の体系は、固定報酬としての基本報酬、短期業績連動報酬としての役員賞与及び中長期業績連動報酬としての株式報酬により構成されます。支給対象の役員区分に応じて、具体的な報酬等の構成を、それぞれ以下のとおりとしております。

役員区分	固定報酬	業績連動報酬		趣旨
	基本報酬	役員賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く)				業務執行を担うことから、短期の業績目標達成及び中長期の企業価値向上を意識付ける報酬構成としております。
社外取締役				独立した立場から経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、基本報酬のみとしております。
監査役				企業業績に左右されず取締役の職務の執行を監査する権限を有する独立の立場に鑑み、基本報酬のみとしております。なお、個別の報酬額は監査役の協議により決定されます。

各報酬等に関する決定方針及び決定方法等の説明は以下のとおりです。なお、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関して、役職毎の方針は定めておりません。

<基本報酬(固定報酬)>

現金報酬とし、原則として役位に応じて、各役員が担う役割・責任等を踏まえ、他社水準も考慮の上、決定します。従業員兼務役員については、従業員分給与額も踏まえ、報酬額を決定します。

<役員賞与(短期業績連動報酬)>

現金報酬とし、各期の業績に基づく定量的評価を基礎として、役員毎に定める目標に対する成果等の定性的評価を勘案し、総合的な考慮のもとに、期初に設定した基準額に対して0～100%の範囲で支給額を決定します。

役員賞与に係る業績評価指標は連結営業利益としております。その理由は、本業の成長による利益の最大化により企業価値の最大化を実現することを重視するものであります。2019年3月期における連結営業利益の目標は2,500百万円であり、実績は2,513百万円(達成率100.5%)であります。

当社は、役員賞与と基本報酬との支給割合の決定に関する方針を定めておりませんが、当連結会計年度における取締役の報酬等の総額(従業員兼務役員の従業員分給与・賞与を除きます)に占める役員賞与の割合は20.1%であり、直前3連結会計年度においては12.4～43.2%の範囲であります。

< 株式報酬(中長期業績連動報酬) >

株主との価値を共有し、株価上昇による意欲や士気を高めることを目的として、中長期的な企業価値(株主価値)と連動し、付与された報酬の経済的利益が実現するまでに一定期間の勤務や業績条件の達成を必要とする、ストックオプション又は譲渡制限付株式による株式報酬を付与することとしております。株式報酬の額は、原則として役位と基本報酬に基づき計算された金額を基礎として、その時の株価水準により決定します。

当社は、過去2013年5月20日、2013年11月27日、2016年8月24日及び2018年9月26日開催の取締役会決議に基づきそれぞれ取締役に対してストックオプションを付与しておりますが、その詳細は「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権の状況 ストックオプション制度の内容」に記載のとおりです。また、2013年5月20日及び2016年8月24日取締役会決議に基づくストックオプションには業績条件(2013年5月20日発行決議分：2015年3月期までに連結営業利益23億円(50%行使可能)及び30億円(100%行使可能)達成、2016年5月24日発行決議分：2020年3月期までに連結営業利益33億円達成)を付与しております。

なお、2019年6月17日開催の第31期定時株主総会において、取締役(社外取締役を除く)に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割当てるための報酬制度を導入し、譲渡制限付株式を割当てるための金銭報酬債権に係る報酬額を年額80百万円以内とすることが決議されています。また、当該決議に伴い、既に発行済のものを除き、取締役に対するストックオプションを廃止することとし、今後取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな割当ては行わないこととしました。

株式報酬については、報酬額の決定にあたり、付与時点における役位と基本報酬に基づき計算された金額が基礎となっておりますが、株式の市場価格の状況を示す指標を用いていること、及び、付与された株式等の価値(役員が得る利益)は、中長期の業績が反映された結果としての株価に連動するという観点から、業績連動報酬と判断しております。その報酬額の算定に関して目標となる指標はないため、目標及び実績は記載しておりません。

当社は、株式報酬と基本報酬との支給割合の決定に関する方針を定めておりませんが、当連結会計年度における取締役の報酬等の総額(従業員兼務役員の従業員分給与・賞与を除きます)に占める株式報酬の割合は4.5%であり、直前3連結会計年度においては0.8~2.6%の範囲であります。

< 役員報酬等に関する株主総会決議の内容 >

取締役に対する報酬等

決議日	報酬等の種類	報酬等の額	対象となる役員の員数(人)
2009年6月20日 (第21期定時株主総会)	報酬等(基本報酬及び役員賞与を含む)	年額400百万円以内 (従業員分給与を除く)	8
2012年6月20日 (第24期定時株主総会)	ストックオプションのための報酬等としての新株予約権	年額80百万円以内 (従業員分給与を除く)	8
2019年6月17日 (第31期定時株主総会)	譲渡制限付株式の付与のための報酬債権	年額80百万円以内 (従業員分給与を除く)	6

(注)2019年6月17日開催の第31期定時株主総会の上記決議に伴い、2012年6月20日開催の第24期定時株主総会において決議された取締役に対するストックオプションのための報酬枠を廃止し、今後取締役に対するストックオプションとしての新株予約権の新たな割当ては行わないこととしております。

監査役に対する報酬等

決議日	報酬等の種類	報酬等の額	対象となる役員の員数(人)
2009年6月20日 (第21期定時株主総会)	報酬等	年額40百万円以内	4

c. 報酬等の決定プロセス

取締役の報酬等は、株主総会が決定する報酬等の額の限度内において、取締役会が決定します。なお、取締役会は、かかる取締役の報酬等の具体的な配分の決定について、「役員報酬規程」に基づき、代表取締役社長の阿多親市に権限を一任しており、同代表取締役社長が、同規程に従い、前記の評価方法に基づく評価を行い、報酬諮問会議の審議を経た上で、適正にこれを決定しております。

また、監査役の報酬は、株主総会が決定する報酬等の総額の限度内において、監査役の協議により決定しております。

取締役会は、2019年3月期における取締役の報酬等の決定に関し合計2回開催し、報酬等の決定について、また当社取締役等に対するストックオプションの発行について、審議・決定いたしました。また、報酬諮問会議は、取締役会の諮問機関として、取締役の報酬等について調査、審議、提言を実施しており、2019年3月期における取締役の報酬等の決定に関し合計2回開催し、報酬等の妥当性等について審議を行いました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
		基本報酬	役員賞与	株式報酬	
取締役 (社外取締役を除く。)	129	97	26	5	5
社外役員	32	32	-	-	5

(注)株式報酬の額は、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当連結会計年度中の費用計上額であります。

使用人兼務役員の使用人給与

総額(百万円)	使用人兼務役員(名)	内容
32	4	従業員としての給与であります。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式を、純投資目的である投資株式として区分し、それ以外の投資株式については、純投資目的以外の目的である投資株式としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、中長期的な企業価値向上の観点に立ち、業務提携や取引関係の構築・維持・強化等の事業上の必要性及び投資の経済合理性等の検討を十分に行った上で、必要と判断する場合に限って上場株式の政策保有を行います。また、当社は毎年、取締役会において、政策保有の上場株式を銘柄別に継続保有することによる提携関係の強化等といった事業上のメリットに加えて、投資先の直近の業績や当社保有株式の含み損益の状況、株価下落リスク等の要素も中長期的な視点で勘案した上で、継続保有の是非を検証しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	11	555
非上場株式以外の株式	1	24

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

該当事項はありません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
サイジニア(株)	27,156	27,156	同社と当社が有するWebマーケティング分野における技術とノウハウを融合させることで、デジタルマーケティング市場における競争力を高めるべく、提携関係の維持・強化を図るため。	無
	24	46		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性は、取締役会において、事業上のメリット、保有に伴うリスク等の要素も中長期的な視点で勘案した上で、定期的に検証しております。

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成していません。

(3) 当社の連結財務諸表及び財務諸表に掲記される科目その他の事項の金額については、従来、千円単位で記載しておりましたが、当連結会計年度及び当事業年度より百万円単位で記載することに変更いたしました。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、また会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,606	8,728
受取手形及び売掛金	9,503	10,011
商品	38	36
仕掛品	245	259
その他	1,062	973
貸倒引当金	2	1
流動資産合計	18,454	20,008
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,138	1,220
減価償却累計額	643	635
建物（純額）	495	584
工具、器具及び備品	2,356	1,975
減価償却累計額	1,662	1,339
工具、器具及び備品（純額）	693	636
有形固定資産合計	1,188	1,220
無形固定資産		
のれん	865	710
ソフトウェア	1,192	1,297
ソフトウェア仮勘定	328	461
顧客関連資産	463	399
その他	228	199
無形固定資産合計	3,078	3,068
投資その他の資産		
投資有価証券	1 1,091	1 717
繰延税金資産	689	818
その他	1,652	1,658
投資その他の資産合計	3,432	3,194
固定資産合計	7,699	7,484
資産合計	26,153	27,492

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	5,510	5,515
1年内返済予定の長期借入金	2 320	2 24
リース債務	362	81
未払金	788	893
未払法人税等	602	663
前受金	1,546	1,505
賞与引当金	797	902
受注損失引当金	24	41
瑕疵補修引当金	7	0
資産除去債務	28	5
その他	439	580
流動負債合計	10,429	10,212
固定負債		
長期借入金	2 24	-
リース債務	8	373
繰延税金負債	123	87
長期前受金	699	517
退職給付に係る負債	42	43
資産除去債務	278	287
その他	13	112
固定負債合計	1,191	1,422
負債合計	11,620	11,634
純資産の部		
株主資本		
資本金	885	995
資本剰余金	859	1,111
利益剰余金	13,200	14,290
自己株式	1,230	1,568
株主資本合計	13,714	14,829
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4	12
為替換算調整勘定	4	3
その他の包括利益累計額合計	9	8
新株予約権	123	160
非支配株主持分	686	876
純資産合計	14,532	15,857
負債純資産合計	26,153	27,492

【連結損益及び包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	49,140	50,430
売上原価	1 41,192	1 41,973
売上総利益	7,948	8,457
販売費及び一般管理費	2, 3 5,772	2, 3 5,943
営業利益	2,176	2,513
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1	1
持分法による投資利益	239	-
保険配当金	4	5
補助金収入	12	18
雑収入	10	12
営業外収益合計	268	37
営業外費用		
支払利息	13	10
持分法による投資損失	-	234
為替差損	26	10
雑損失	5	4
営業外費用合計	45	259
経常利益	2,399	2,291
特別利益		
投資有価証券売却益	20	86
特別利益合計	20	86
特別損失		
減損損失	4 27	4 55
事務所移転費用	-	66
中途解約違約金	13	-
特別損失合計	40	122
税金等調整前当期純利益	2,379	2,255
法人税、住民税及び事業税	729	974
法人税等調整額	12	157
法人税等合計	741	816
当期純利益	1,637	1,439
(内訳)		
親会社株主に帰属する当期純利益	1,556	1,386
非支配株主に帰属する当期純利益	80	52
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	10	18
為替換算調整勘定	0	0
その他の包括利益合計	5 10	5 18
包括利益	1,627	1,420
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,546	1,369
非支配株主に係る包括利益	80	51

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	785	695	11,938	872	12,547
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	100	100	-	-	200
剰余金の配当	-	-	295	-	295
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,556	-	1,556
自己株式の取得	-	-	-	358	358
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	63	-	-	63
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	100	163	1,261	358	1,167
当期末残高	885	859	13,200	1,230	13,714

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	15	3	19	108	340	13,015
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	-	-	-	-	-	200
剰余金の配当	-	-	-	-	-	295
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	1,556
自己株式の取得	-	-	-	-	-	358
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	63
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10	0	10	14	345	349
当期変動額合計	10	0	10	14	345	1,516
当期末残高	4	4	9	123	686	14,532

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	885	859	13,200	1,230	13,714
当期変動額					
新株の発行(新株予約権の行使)	110	110	-	-	220
剰余金の配当	-	-	296	-	296
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	1,386	-	1,386
自己株式の取得	-	-	-	337	337
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	141	-	-	141
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	110	251	1,090	337	1,114
当期末残高	995	1,111	14,290	1,568	14,829

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4	4	9	123	686	14,532
当期変動額						
新株の発行(新株予約権の行使)	-	-	-	-	-	220
剰余金の配当	-	-	-	-	-	296
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	1,386
自己株式の取得	-	-	-	-	-	337
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	141
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	17	0	17	37	190	209
当期変動額合計	17	0	17	37	190	1,324
当期末残高	12	3	8	160	876	15,857

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	2,379	2,255
減価償却費	977	1,027
減損損失	27	55
のれん償却額	155	155
株式報酬費用	48	71
貸倒引当金の増減額(は減少)	50	0
賞与引当金の増減額(は減少)	55	105
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	11	0
受注損失引当金の増減額(は減少)	11	16
瑕疵補修引当金の増減額(は減少)	7	7
受取利息及び受取配当金	1	1
支払利息	13	10
持分法による投資損益(は益)	239	234
投資事業組合運用損益(は益)	1	3
投資有価証券売却損益(は益)	20	86
売上債権の増減額(は増加)	1,962	507
たな卸資産の増減額(は増加)	22	12
営業債権の増減額(は増加)	223	343
仕入債務の増減額(は減少)	1,626	4
未払消費税等の増減額(は減少)	15	22
営業債務の増減額(は減少)	162	5
その他	2	5
小計	3,793	3,702
利息及び配当金の受取額	0	1
利息の支払額	13	10
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	704	909
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,077	2,784
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期性預金の払戻による収入	114	-
有形固定資産の取得による支出	271	174
無形固定資産の取得による支出	825	904
投資有価証券の取得による支出	-	9
投資有価証券の売却による収入	20	205
貸付金の回収による収入	1	6
差入保証金の差入による支出	43	245
差入保証金の回収による収入	11	69
その他	5	39
投資活動によるキャッシュ・フロー	997	1,092

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	293	320
社債の償還による支出	100	-
株式の発行による収入	166	186
自己株式の取得による支出	358	337
配当金の支払額	294	297
リース債務の返済による支出	75	79
非支配株主からの払込みによる収入	-	280
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の売却による収入	407	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	548	567
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	1
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	1,530	1,122
現金及び現金同等物の期首残高	6,075	7,606
現金及び現金同等物の期末残高	7,606	8,728

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 10社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。
Cybersecure Tech Inc.は、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

会社名

日本RA(株)

ジャパンインテグレーション(株)

Renazon Technology (S) Pte. Ltd.

前連結会計年度に持分法適用の関連会社でありました(株)モードツーは、当連結会計年度において株式を売却したため、持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

(3) 持分法適用会社のうち、事業年度が連結会計年度と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表又は仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちCyber Secure Asia(S)Pte. Ltd.及びCybersecure Tech Inc.の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

その他連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

たな卸資産

a. 商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

b. 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～15年

器具及び備品 4年～15年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間(12年)に基づいて償却しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、当連結会計年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることが可能な案件の、損失見込額を計上しております。

瑕疵補修引当金

受注契約案件において将来の瑕疵担保責任に備えるため、個別に瑕疵補修費用の発生可能性を勘案し計算した見積り額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

その他の工事

工事完成基準

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する期間を合理的に見積もり、当該期間(5～10年)にわたり均等償却しております。ただし、金額が僅少なものについては、発生時に一括で償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書上、資金の範囲に含めた現金同等物には、取得日から3ヶ月以内に満期の到来する流動性の高い、容易に換金可能な、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資を計上しております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社グループは、従来、リース資産及び2016年4月1日以降に新たに取得した建物附属設備を除く有形固定資産については、定率法を採用しておりましたが、当連結会計年度より、定額法に変更しております。

この変更は、今後のクラウド開発案件、リカーリング案件への注力の方針公表を契機として、各種事業に供される有形固定資産の償却方法を改めて検討したところ、当社グループ全体として、固定資産の利用が限定的なクラウド開発案件、リカーリング案件の増加、及び、安定的に固定資産を費消する顧客システムの監視、運用保守といった既存のストックビジネスの重要性がさらに高まることを見込まれることから、定額法による償却が設備の使用状態に見合った、より適切な方法だと判断したことによるものです。

これにより、従来の方々と比べて、当連結会計年度の売上総利益は29百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ59百万円増加しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」425百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」689百万円に含めて表示しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が17百万円減少しております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取利息」は、金額的重要性が乏しいため、当連結会計年度より「受取利息及び受取配当金」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取利息」0百万円、「受取配当金」0百万円は、「受取利息及び受取配当金」1百万円として組替えております。

(連結貸借対照表関係)

1 関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	341百万円	7百万円

2 財務制限条項

前連結会計年度(2018年3月31日)

借入金のうち、㈱みずほ銀行との金銭消費貸借契約(借入金残高345百万円)には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

(1)2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結貸借対照表に示される純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

(2)2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結損益計算書に示される営業損益・親会社株主に帰属する当期純損益が2期連続して損失とならないこと。

当連結会計年度(2019年3月31日)

借入金のうち、㈱みずほ銀行との金銭消費貸借契約(借入金残高24百万円)には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

(1)2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結貸借対照表に示される純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

(2)2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結損益計算書に示される営業損益・親会社株主に帰属する当期純損益が2期連続して損失とならないこと。

(連結損益及び包括利益計算書関係)

1 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
24百万円	41百万円

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給与手当	1,930百万円	1,812百万円
貸倒引当金繰入額	0	0
賞与引当金繰入額	272	353
役員賞与引当金繰入額	15	36
退職給付費用	85	83
のれん償却額	155	155

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
	28百万円	17百万円

4 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

場所	用途	種類
東京都新宿区	遊休資産及び処分予定資産	ソフトウェア、ソフトウェア仮勘定

当社グループは、原則として、報告セグメントを基準としてグルーピングを行っており、連結子会社については、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。また、遊休資産及び処分予定資産につきましては、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

遊休資産及び処分予定資産は、資産の処分等が決定した資産であり、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値によっておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、当該資産の帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において特別損失に計上した減損損失(27百万円)の内訳は、ソフトウェア24百万円、ソフトウェア仮勘定2百万円であります。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

場所	用途	種類
東京都港区	処分予定資産	ソフトウェア

当社グループは、原則として、報告セグメントを基準としてグルーピングを行っており、連結子会社については、会社単位を基準としてグルーピングを行っております。また、処分予定資産につきましては、当該資産ごとにグルーピングを行っております。

処分予定資産は、資産の処分等が決定した資産であり、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、減損損失の測定における回収可能価額は使用価値によっておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、当該資産の帳簿価額の全額を減損損失として計上しております。

当連結会計年度において特別損失に計上した減損損失(55百万円)の内訳は、ソフトウェアのみであります。

5 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	15百万円	26百万円
組替調整額	-	0
税効果調整前	15	26
税効果額	4	8
その他有価証券評価差額金	10	18
為替換算調整勘定：		
当期発生額	0	0
その他の包括利益合計	10	18

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1、2	10,886,900	11,198,700	-	22,085,600
合計	10,886,900	11,198,700	-	22,085,600
自己株式				
普通株式 (注) 1、3	1,050,621	1,250,621	-	2,301,242
合計	1,050,621	1,250,621	-	2,301,242

(注) 1. 当社は、2017年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加11,198,700株は、株式分割による増加10,897,000株(株式分割前に新株予約権の行使のあった10,100株に係る株式分割による増加株式数を含む)、新株予約権の行使による増加301,700株であります。

3. 普通株式の自己株式数の増加1,250,621株は、株式分割による増加1,050,621株、当社取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加200,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	119
連結子会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	3
合計			-	-	-	-	123

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月19日 定時株主総会	普通株式	295	30.00	2017年3月31日	2017年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月18日 定時株主総会	普通株式	296	利益剰余金	15.00	2018年3月31日	2018年6月19日

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1	22,085,600	255,000	-	22,340,600
合計	22,085,600	255,000	-	22,340,600
自己株式				
普通株式 (注) 2	2,301,242	200,037	-	2,501,279
合計	2,301,242	200,037	-	2,501,279

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加255,000株は、新株予約権の行使による増加であります。

2. 普通株式の自己株式数の増加200,037株は、当社取締役会の決議に基づく自己株式の取得による増加200,000株、単元未満株式の買取請求による増加37株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	157
連結子会社	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	3
合計			-	-	-	-	160

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月18日 定時株主総会	普通株式	296	15.00	2018年3月31日	2018年6月19日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月17日 定時株主総会	普通株式	396	利益剰余金	20.00	2019年3月31日	2019年6月18日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	7,606百万円	8,728百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	7,606	8,728

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

什器、情報機器及びICTサービス事業における情報設備(工具、器具及び備品)であります。

リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	540	799
1年超	314	1,548
合計	855	2,347

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余裕資金については、安全性の高い短期的な預金等により運用しております。

また、短期的な運転資金需要や、業務又は資本提携等を目的とした株式等への投資が発生した場合には、必要な資金を主として銀行借入等によって調達しております。

デリバティブは主に為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。顧客信用リスクに関しては、社内の販売管理規程に従い請求書単位での入金期日管理及び残高管理を日常的に行うほか、主要な取引先の信用状況を毎期把握する体制としております。

投資有価証券は、業務又は資本提携等を目的とした株式、他の組合員との協業関係を促進するための組合出資であり、市場価格の変動リスクに晒されております。株式、組合出資については、時価や発行体の財務状況が定期的に取締役会に報告されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払法人税等は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。買掛金のうち、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が特に大きいものについては、個別に先物為替予約を利用することで、リスクを回避しております。実行にあたっては社内承認手続きを経るとともに、信用リスクを軽減するため、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、期末時点における取引残高はありません。

借入金、ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、株式等への投資や、設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、金融機関等から定期的に金利情報を入手し、マーケットの変動を把握しております。

営業債務や借入金、リース債務は、毎月資金繰計画を見直す等の方法により、決済、返済時における流動性リスクを回避しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。

前連結会計年度(2018年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	7,606	7,606	-
(2) 受取手形及び売掛金	9,503		
貸倒引当金()	2		
受取手形及び売掛金(純額)	9,501	9,501	-
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	68	68	-
資産計	17,176	17,176	-
(4) 買掛金	5,510	5,510	-
(5) 1年内返済予定の長期借入金	320	320	-
(6) リース債務(流動)	362	362	-
(7) 未払金	788	788	-
(8) 未払法人税等	602	602	-
(9) 長期借入金	24	24	0
(10) リース債務(固定)	8	8	0
負債計	7,617	7,617	0

() 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	8,728	8,728	-
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金()	10,011 1		
受取手形及び売掛金(純額)	10,009	10,009	-
(3) 投資有価証券 その他有価証券	24	24	-
資産計	18,763	18,763	-
(4) 買掛金	5,515	5,515	-
(5) 1年内返済予定の長期借入金	24	24	-
(6) リース債務(流動)	81	81	-
(7) 未払金	893	893	-
(8) 未払法人税等	663	663	-
(9) リース債務(固定)	373	379	5
負債計	7,551	7,556	5

() 受取手形及び売掛金に対して計上している貸倒引当金を控除しています。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらのうち、短期間に回収される債権については、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、回収に長期間を要する債権については、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引計算を行った結果、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 買掛金、(5) 1年内返済予定の長期借入金、(6) リース債務(流動)、(7) 未払金、(8) 未払法人税等

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(9) リース債務(固定)

リース債務の時価は、同一の残存期間で同条件のリース契約を締結する場合の金利を用いて、元利金の合計額を割り引く方法によって見積もっております。

2. 時価を把握することが極めて困難であると認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式等	924	600
組合出資金	98	92
合計	1,022	693

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	7,606	-	-	-	-	-
受取手形及び売掛金	9,420	82	0	-	-	-
合計	17,027	82	0	-	-	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
現金及び預金	8,728	-	-	-	-	-
受取手形及び売掛金	9,997	4	9	0	0	-
合計	18,725	4	9	0	0	-

4. 長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	320	24	-	-	-	-
リース債務	362	3	2	2	-	-
合計	682	27	2	2	-	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
長期借入金	24	-	-	-	-	-
リース債務	81	83	186	17	13	73
合計	105	83	186	17	13	73

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	68	59	8
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	68	59	8
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		68	59	8

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 924百万円)及び組合出資金(連結貸借対照表計上額 98百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	-	-	-
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	24	40	15
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	-	-	-
	小計	24	40	15
合計		24	40	15

(注) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 600百万円)及び組合出資金(連結貸借対照表計上額 92百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	20	20	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	20	20	-

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	205	86	-
(2) 債券	-	-	-
(3) その他	-	-	-
合計	205	86	-

(デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

期末残高がないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

一部の連結子会社は総合設立の厚生年金基金(全国情報サービス産業厚生年金基金制度)に加入しておりましたが、2017年7月1日に脱退しております。

また、一部の連結子会社は退職一時金制度を設けております。なお、一部の連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、207百万円であります。

3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、1百万円(当期脱退時までの全国情報サービス産業厚生年金基金に対する拠出額)であります。

なお、複数事業主制度の直近の積立状況、制度全体に占める当社グループの加入人数割合については、前述のとおり2017年7月1日に厚生年金基金より脱退したため記載しておりません。

4. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	53百万円
退職給付費用	8
退職給付の支払額	19
<u>退職給付に係る負債の期末残高</u>	<u>42</u>

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	42百万円
<u>連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債と資産の純額</u>	<u>42</u>
<u>退職給付に係る負債</u>	<u>42</u>
<u>連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債と資産の純額</u>	<u>42</u>

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 8百万円

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は退職一時金制度を設けております。なお、一部の連結子会社の退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、231百万円であります。

3. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	42百万円
退職給付費用	6
退職給付の支払額	6
退職給付に係る負債の期末残高	43

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

非積立型制度の退職給付債務	43百万円
連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債と資産の純額	43
退職給付に係る負債	43
連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債と資産の純額	43

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	6百万円
----------------	------

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売費及び一般管理費	48	71

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2012年6月20日新株予約権	2013年度第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名 当社従業員 42名	当社取締役 5名 当社従業員 391名 当社子会社取締役 1名 当社子会社従業員 16名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 614,000株 (注)2	普通株式 1,113,200株 (注)2
付与日	2012年7月5日	2013年7月31日
権利確定条件	付与日(2012年7月5日)から権利確定日(2014年6月21日から2017年6月21日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。 ただし、 A. 2014年6月21日 付与数の4分の1の数について権利確定 B. 2015年6月21日 付与数の4分の1の数について権利確定 C. 2016年6月21日 付与数の4分の1の数について権利確定 D. 2017年6月21日 付与数の4分の1の数について権利確定	付与日(2013年7月31日)から権利確定日(業績条件の達成状況により2014年7月1日、2015年7月1日、2016年7月1日のいずれか)まで継続して勤務していること。 2014年3月期から2016年3月期までのいずれかの期の営業利益が (a) 営業利益が23億円を超過した場合 行使可能割合：50% (b) 営業利益が30億円を超過した場合 行使可能割合：50% (a)又は(b)の条件を充たす前に、2014年3月期から2016年3月期のいずれかの期の営業利益が10億円を下回った場合、当該有価証券報告書提出日の前日までにに基づいて行使可能となっている新株予約権を除き、それ以降新株予約権を行使することができない。
対象勤務期間	A. 付与数の4分の1 2012年7月5日～2014年6月21日 B. 付与数の4分の1 2012年7月5日～2015年6月21日 C. 付与数の4分の1 2012年7月5日～2016年6月21日 D. 付与数の4分の1 2012年7月5日～2017年6月21日	付与日(2013年7月31日)から権利確定日(業績条件の達成状況により2014年7月1日、2015年7月1日、2016年7月1日のいずれか)
権利行使期間	自2014年6月21日 至2018年6月20日	自2014年7月1日 至2019年6月30日

	2013年度第2回新株予約権	2016年度第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 1名 当社従業員 29名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 7名	当社取締役 5名 当社従業員 24名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 304,000株 (注)2	普通株式 544,000株 (注)2
付与日	2013年12月12日	2016年9月8日
権利確定条件	付与日(2013年12月12日)から権利確定日(2015年12月1日から2018年12月1日までで段階的に到来)まで継続して勤務していること。 ただし、 A.2015年12月1日 付与数の4分の1の数について権利確定 B.2016年12月1日 付与数の4分の1の数について権利確定 C.2017年12月1日 付与数の4分の1の数について権利確定 D.2018年12月1日 付与数の4分の1の数について権利確定	2018年3月期から2020年3月期までのいずれかの期の営業利益(当社の有価証券報告書に記載される連結損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)における営業利益をいい、以下同様とする。)が33億円を超過した場合に限り、当該営業利益の水準を充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月1日から権利行使期間の満了日まで、本新株予約権の全部を行使することができる。
対象勤務期間	A.付与数の4分の1 2013年12月12日～2015年12月1日 B.付与数の4分の1 2013年12月12日～2016年12月1日 C.付与数の4分の1 2013年12月12日～2017年12月1日 D.付与数の4分の1 2013年12月12日～2018年12月1日	定められていない
権利行使期間	自2015年12月1日 至2019年11月30日	自2018年7月1日 至2022年6月30日

	2016年度第2回新株予約権	2017年度第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 73名 当社子会社従業員 4名	当社従業員 27名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 261,000株 (注)2	普通株式 127,000株
付与日	2016年9月8日	2017年9月7日
権利確定条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。	本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
対象勤務期間	付与日(2016年9月8日)から権利確定日(2018年9月1日)	割当を受けた新株予約権の付与株式数が10,000株以上 A. 付与数の4分の1 2017年9月7日～2019年9月1日 B. 付与数の4分の1 2017年9月7日～2020年9月1日 C. 付与数の4分の1 2017年9月7日～2021年9月1日 D. 付与数の4分の1 2017年9月7日～2022年9月1日 割当を受けた新株予約権の付与株式数が5,000株以上10,000株未満 A. 付与数の4分の2 2017年9月7日～2019年9月1日 B. 付与数の4分の2 2017年9月7日～2020年9月1日 割当を受けた新株予約権の付与株式数が5,000株未満 2017年9月7日～2019年9月1日
権利行使期間	自2018年9月1日 至2022年8月31日	自2019年9月1日 至2023年8月31日

2018年度第1回新株予約権	
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 78名 当社子会社取締役 3名 当社子会社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 224,000株
付与日	2018年10月11日
権利確定条件	本新株予約権者は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、従業員の地位(以下、総称して「権利行使資格」という。)をいずれも喪失した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
対象勤務期間	割当を受けた新株予約権の付与株式数が4,000株以上 A. 付与数の4分の1 2018年10月11日～2020年10月1日 B. 付与数の4分の1 2018年10月11日～2021年10月1日 C. 付与数の4分の1 2018年10月11日～2022年10月1日 D. 付与数の4分の1 2018年10月11日～2023年10月1日 割当を受けた新株予約権の付与株式数が3,000株以上4,000株未満 A. 付与数の3分の1 2018年10月11日～2020年10月1日 B. 付与数の3分の1 2018年10月11日～2021年10月1日 C. 付与数の3分の1 2018年10月11日～2022年10月1日 割当を受けた新株予約権の付与株式数が2,000株以上3,000株未満 A. 付与数の2分の1 2018年10月11日～2020年10月1日 B. 付与数の2分の1 2018年10月11日～2021年10月1日 割当を受けた新株予約権の付与株式数が2,000株未満 2018年10月11日～2020年10月1日
権利行使期間	自2020年10月1日 至2024年9月30日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 当連結会計年度末における内容を記載しております。なお、有価証券報告書提出日の属する月の前月末(2019年5月31日)現在において、これらの事項に変更はありません。
3. 2017年6月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2012年6月20日新株予約権(注)	2013年度第1回新株予約権(注)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	-	-
付与	-	-
失効	-	-
権利確定	-	-
未確定残	-	-
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	53,000	245,000
権利確定	-	-
権利行使	53,000	91,800
失効	-	2,800
未行使残	-	150,400

	2013年度第2回新株予約権(注)	2016年度第1回新株予約権(注)
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	63,600	544,000
付与	-	-
失効	3,200	-
権利確定	60,400	-
未確定残	-	544,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	122,800	-
権利確定	60,400	-
権利行使	60,000	-
失効	3,400	-
未行使残	119,800	-

	2016年度第2回新株予約権(注)	2017年度第1回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	233,000	119,000
付与	-	-
失効	18,000	5,000
権利確定	215,000	-
未確定残	-	114,000
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	-	-
権利確定	215,000	-
権利行使	50,200	-
失効	4,000	-
未行使残	160,800	-

	2018年度第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	-
付与	224,000
失効	7,500
権利確定	-
未確定残	216,500
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

(注) 2017年6月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	2012年6月20日新株予約権(注)	2013年度第1回新株予約権(注)
権利行使価格 (円)	416	667
行使時平均株価 (円)	1,706	2,065

	2013年度第2回新株予約権(注)	2016年度第1回新株予約権(注)
権利行使価格 (円)	847	1,040
行使時平均株価 (円)	2,228	-

	2016年度第2回新株予約権(注)	2017年度第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	1,045	1,804
行使時平均株価 (円)	2,463	-

	2018年度第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	2,932
行使時平均株価 (円)	-

(注) 2017年6月1日付株式分割(普通株式1株につき2株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

< 2018年度第1回新株予約権 >

使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル

主な基礎数値及び見積方法

	2018年度第1回新株予約権
株価変動性(注) 1	ア: 43.65% イ: 42.24% ウ: 41.92% エ: 42.28%
予想残存期間(注) 2	ア: 3.98年 イ: 4.48年 ウ: 4.98年 エ: 5.48年
予想配当(注) 3	15円 / 株
無リスク利率(注) 4	ア: 0.077% イ: 0.067% ウ: 0.052% エ: 0.033%

(注) 1. 企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」の取扱いに準じて以下の条件に基づき算出しております。

(1) 株価情報収集期間: 予想残存期間に対応した下記の4期間を採用しております。

ア: 2014年10月21日から2018年10月11日

イ: 2014年4月21日から2018年10月11日

ウ: 2013年10月21日から2018年10月11日

エ: 2013年4月21日から2018年10月11日

(2) 価格観察の頻度: 週次

(3) 異常情報: なし

(4) 企業をめぐる状況の不連続的变化: なし

2. 割当日：2018年10月11日

権利行使期間：2020年10月1日から2024年9月30日

なお、採用した予想残存期間については、権利行使までの期間を合理的に見積もることができないため、算定時点から権利行使期間の中間点までの期間を予想残存期間として推定しております。また権利行使は段階的に可能となることから、権利行使期間の中間点は以下のアからエと計算されるので、評価対象ストック・オプションの予想残存期間をそれぞれ見積もり、その公正な評価単価を算定しております。

ア：2022年10月1日

イ：2023年4月1日

ウ：2023年10月1日

エ：2024年3月31日

3. 2018年3月期の配当実績によっております。

4. 評価基準日における予想残存期間に対応した下記4銘柄の国債利回り(日本証券業協会店頭売買参考統計値より)を採用しております。

ア：償還年月日2022年9月20日の中期国債133(5)の国債利回り

イ：償還年月日2023年3月20日の長期国債328の国債利回り

ウ：償還年月日2023年9月20日の長期国債330の国債利回り

エ：償還年月日2024年3月20日の長期国債333の国債利回り

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(追加情報)

「従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

前述の「2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	49百万円	57百万円
未払事業所税	6	6
賞与引当金	220	251
受注損失引当金	23	15
未払社会保険料	30	34
未払家賃	40	59
資産除去債務	94	89
子会社繰越欠損金	31	30
投資有価証券評価損	176	179
減価償却超過額	176	172
その他有価証券評価差額金	-	5
退職給付に係る負債	14	14
その他	71	80
繰延税金資産小計	935	999
評価性引当額	71	90
繰延税金資産合計	863	909
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	43	41
その他有価証券評価差額金	2	-
顧客関連資産	158	136
持分法適用関連会社の留保利益	91	-
その他	1	-
繰延税金負債合計	297	178
繰延税金資産純額	565	731

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率 (調整)		30.6%
のれん償却額	法定実効税率と税効果会計 適用後の法人税等の負担率 との間の差異が法定実効 税率の100分の5以下であるた め注記を省略しております。	2.1
交際費等永久に損金に算入されない項目		0.4
住民税均等割		0.6
株式報酬費用		1.0
評価性引当額の増減		1.0
その他		0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率		36.2

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

オフィスの不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から13年と見積り、割引率は0.040%～0.935%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	275百万円	307百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	33	37
時の経過による調整額	3	2
資産除去債務の履行による減少額	5	55
期末残高	307	292

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、ICTサービス事業の単一のセグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク(株)	5,647	ICTサービス事業

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益及び包括利益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
ソフトバンク株	5,272	ICTサービス事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは、ICTサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、ICTサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
親会社	ソフトバンク㈱ (注)3	東京都港区	204,309	移動通信サービスの提供、携帯 端末の販売、固定通信サービス の提供、インターネット接続 サービスの提供	(被所有) 54.11

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の販売・業務受 託、通信サービスの購入	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	5,272	売掛金	1,911

(イ)連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び連結財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	ソフトバンク㈱ (注)3	東京都港区	197,693	移動通信サービスの提供、携帯 端末の販売、固定通信サービス の提供、インターネット接続 サービスの提供	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の販売・業務受託	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	5,647	売掛金	1,900

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	SB ペイメント サービス(株)	東京都港区	6,075	決済サービス、カード・ポイン トサービス、集金代行サービ ス、送金サービス等	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の販売・業務受託	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	1,071	売掛金	139
	エンドユーザーへの販売に 関する決済代行業務の委託	(注) 4	売掛金	1,669

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	SB C&S(株)	東京都港区	500	IT関連製品の製造・流通・販 売、IT関連サービスの提供	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の仕入・販売、業 務受託	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	1,935	売掛金	477
	商品等仕入	2,340	買掛金	576
	役務提供案件の資材等購入	310		

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	ヤフー(株)	東京都千代田 区	8,737	インターネット上の広告事業、 イーコマース事業、会員サービ ス事業等	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の販売・業務受託	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	2,815	売掛金	346

当連結会計年度(自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	SB ペイメント サービス(株)	東京都港区	6,075	決済サービス、カードサー ビス、送金サービス等	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の販売・業務受託	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	957	売掛金	109
	エンドユーザーへの販売に 関する決済代行業務の委託	(注) 4	売掛金	1,762

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	SB C&S(株)	東京都港区	500	IT関連製品の製造・流通・販 売、IT関連サービスの提供	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の仕入・販売、業 務受託	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	2,717	売掛金	665
	商品等仕入	3,154	買掛金	629
	役務提供案件の資材等購入	433		

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)
同一の親会社 を持つ会社	ヤフー(株)	東京都千代田 区	8,939	インターネット上の広告事業、 イーコマース事業、会員サー ビス事業等	なし

関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品等の販売・業務受託	商品の販売及びシステム開 発・技術支援等	1,896	売掛金	355

(注) 1. 上記(ア)～(イ)の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれて
おります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 業務受託等につきましては、役務提供に対する費用を勘案した上で、一般取引条件と同様に決定しており
ます。

(2) 商品等の販売及び仕入並びに通信サービスの購入につきましては、個別案件ごとに検討の上、交渉により
一般取引条件と同様に決定しております。

3. 2018年4月1日を効力発生日として、ソフトバンクグループインターナショナル(同)(現ソフトバンクグ
ループジャパン(株))は、保有する当社株式の全てをソフトバンク(株)に現物出資しました。これにより、ソフ
トバンク(株)が当社の親会社に該当しております。

4. 売掛金に関する取引については、エンドユーザーに対する販売取引であり、同社に対するものではありません
ので、取引金額は記載していません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

ソフトバンクグループ(株)(東京証券取引所に上場)

ソフトバンクグループジャパン(株)(非上場)

ソフトバンク(株)(東京証券取引所に上場)

(注) 2018年4月1日を効力発生日として、ソフトバンクグループインターナショナル(同)(現ソフトバンクグループジャパン(株))は、保有する当社株式の全てをソフトバンク(株)に現物出資しました。これにより、ソフトバンク(株)が当社の親会社に該当しております。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	693.64円	747.03円
1株当たり当期純利益	79.09円	70.23円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	76.95円	68.98円

(注) 1. 当社は、2017年4月26日開催の当社取締役会の決議に基づき、2017年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	1,556	1,386
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円)	1,556	1,386
期中平均株式数(株)	19,681,941	19,746,843
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額 (百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	548,756	357,676
(うち新株予約権(株))	(548,756)	(357,676)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった 潜在株式の概要	(新株予約権) 2016年8月24日 取締役会決議 普通株式 544,000株 2017年8月23日 取締役会決議 普通株式 119,000株	(新株予約権) 2016年8月24日 取締役会決議 普通株式 544,000株 2017年8月23日 取締役会決議 普通株式 42,500株 2018年9月26日 取締役会決議 普通株式 216,500株 潜在株式の概要は、「第4 提出 会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載 のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	320	24	1.1	-
1年以内に返済予定のリース債務	362	81	4.2	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	24	-	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	8	373	4.2	2020年～2036年
合計	715	479	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末残高に対する加重平均利率を記載しています。

2. リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
リース債務	83	186	17	13

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (百万円)	12,258	24,561	36,724	50,430
税金等調整前四半期(当期)純利益 (百万円)	431	802	1,299	2,255
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (百万円)	256	487	781	1,386
1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	12.95	24.71	39.59	70.23

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	12.95	11.75	14.88	30.60

(注) 当社は、2017年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,189	5,769
受取手形	7	141
売掛金	1 8,597	1 8,902
商品	32	32
仕掛品	231	255
前払費用	833	735
未収入金	1 6	1 14
その他	1 45	1 56
貸倒引当金	0	0
流動資産合計	14,943	15,908
固定資産		
有形固定資産		
建物	388	310
工具、器具及び備品	556	477
有形固定資産合計	944	788
無形固定資産		
ソフトウェア	630	729
ソフトウェア仮勘定	98	120
その他	12	12
無形固定資産合計	741	863
投資その他の資産		
投資有価証券	699	672
関係会社株式	4,703	4,661
長期前払費用	537	363
繰延税金資産	493	559
差入保証金	876	948
その他	-	96
投資その他の資産合計	7,310	7,302
固定資産合計	8,996	8,953
資産合計	23,939	24,861

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 5,347	1 5,445
短期借入金	1, 2 800	1, 2 1,100
1年内返済予定の長期借入金	3 320	3 24
リース債務	361	63
未払金	1 639	1 735
未払費用	132	238
未払法人税等	368	423
前受金	1,138	1,060
預り金	15	16
賞与引当金	591	640
受注損失引当金	9	41
瑕疵補修引当金	7	0
その他	184	149
流動負債合計	9,917	9,939
固定負債		
長期借入金	3 24	-
リース債務	7	234
長期前受金	565	393
資産除去債務	223	195
その他	1 98	1 138
固定負債合計	919	962
負債合計	10,836	10,902
純資産の部		
株主資本		
資本金	885	995
資本剰余金		
資本準備金	963	1,073
資本剰余金合計	963	1,073
利益剰余金		
利益準備金	5	5
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	12,355	13,307
利益剰余金合計	12,361	13,313
自己株式	1,230	1,568
株主資本合計	12,978	13,814
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4	12
評価・換算差額等合計	4	12
新株予約権	119	157
純資産合計	13,103	13,959
負債純資産合計	23,939	24,861

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月 31日)	当事業年度 (自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月 31日)
売上高	1 44,157	1 44,734
売上原価	1 38,950	1 39,528
売上総利益	5,207	5,206
販売費及び一般管理費	1, 2 3,552	1, 2 3,512
営業利益	1,655	1,693
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1 300	1 53
保険配当金	4	5
補助金収入	12	12
雑収入	4	1 7
営業外収益合計	322	79
営業外費用		
支払利息	1 13	1 10
投資事業組合運用損	1	3
為替差損	24	7
雑損失	0	1
営業外費用合計	40	21
経常利益	1,936	1,750
特別利益		
投資有価証券売却益	12	92
関係会社株式売却益	214	-
特別利益合計	226	92
特別損失		
減損損失	23	-
その他	0	-
特別損失合計	24	-
税引前当期純利益	2,138	1,843
法人税、住民税及び事業税	558	652
法人税等調整額	0	58
法人税等合計	558	594
当期純利益	1,580	1,249

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
商品売上原価					
1 商品期首たな卸高		50		32	
2 当期商品仕入高		20,861		21,382	
合計		20,911		21,415	
3 商品期末たな卸高		32	20,878	32	21,383
サービス売上原価					
1 労務費		4,637		4,877	
2 外注費		10,869		10,444	
3 経費		2,557		2,822	
当期総サービス費用		18,063		18,145	
期首仕掛品たな卸高		234		231	
合計		18,298		18,376	
期末仕掛品たな卸高		231		255	
再計		18,067		18,120	
受注損失引当金繰入額		9		41	
受注損失引当金戻入額		13		9	
瑕疵補修引当金繰入額		7		0	
瑕疵補修引当金戻入額		-	18,071	7	18,144
売上原価			38,950		39,528
			100.0		100.0

原価計算の方法

サービスに関する原価計算は、プロジェクト別の実際個別原価計算によっております。なお、一部の科目につきましては予定原価を使用し、原価差額は、期末に調整計算をしております。

(注) 経費の内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
ハードウェア購入費用(百万円)	297	420
通信費(百万円)	459	567
決済手数料(百万円)	457	481
地代家賃(百万円)	491	534
その他(百万円)	851	819
合計(百万円)	2,557	2,822

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	785	862	862	5	11,070	11,076	872	11,852	
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	100	100	100	-	-	-	-	200	
剰余金の配当	-	-	-	-	295	295	-	295	
当期純利益	-	-	-	-	1,580	1,580	-	1,580	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	358	358	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	100	100	100	-	1,285	1,285	358	1,126	
当期末残高	885	963	963	5	12,355	12,361	1,230	12,978	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	17	17	105	11,974
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	-	200
剰余金の配当	-	-	-	295
当期純利益	-	-	-	1,580
自己株式の取得	-	-	-	358
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	12	12	14	1
当期変動額合計	12	12	14	1,128
当期末残高	4	4	119	13,103

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	885	963	963	5	12,355	12,361	1,230	12,978	
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	110	110	110	-	-	-	-	220	
剰余金の配当	-	-	-	-	296	296	-	296	
当期純利益	-	-	-	-	1,249	1,249	-	1,249	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	337	337	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	
当期変動額合計	110	110	110	-	952	952	337	835	
当期末残高	995	1,073	1,073	5	13,307	13,313	1,568	13,814	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	4	4	119	13,103
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)	-	-	-	220
剰余金の配当	-	-	-	296
当期純利益	-	-	-	1,249
自己株式の取得	-	-	-	337
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	16	16	37	20
当期変動額合計	16	16	37	856
当期末残高	12	12	157	13,959

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～15年

器具及び備品 4年～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(3～5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零(リース契約上に残価保証の取り決めがある場合は、当該残価保証額)とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

受注契約に係る将来損失に備えるため、当事業年度末における手持受注案件のうち、損失発生の可能性が高く、かつその金額を合理的に見積もることが可能な案件の、損失見込額を計上しております。

(4) 瑕疵補修引当金

受注契約案件において将来の瑕疵担保責任に備えるため、個別に瑕疵補修費用の発生可能性を勘案し計算した見積り額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

(1) 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事

工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)

(2) その他の工事

工事完成基準

5. その他財務諸表作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)等を2018年4月1日以後適用し、従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引については、「ストック・オプション等に関する会計基準」(企業会計基準第8号 平成17年12月27日)等に準拠した会計処理を行うことといたしました。

ただし、実務対応報告第36号の適用については、実務対応報告第36号第10項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、実務対応報告第36号の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、従来採用していた会計処理を継続しております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

(有形固定資産の減価償却方法の変更)

当社は、従来、リース資産及び2016年4月1日以降に新たに取得した建物附属設備を除く有形固定資産については、定率法を採用していましたが、当事業年度より、定額法に変更しております。

この変更は、今後のクラウド開発案件、リカーリング案件への注力の方針公表を契機として、各種事業に供される有形固定資産の償却方法を改めて検討したところ、当社全体として、固定資産の利用が限定的なクラウド開発案件、リカーリング案件の増加、及び、安定的に固定資産を費消する顧客システムの監視、運用保守といった既存のストックビジネスの重要性がさらに高まることを見込まれることから、定額法による償却が設備の使用実態に見合った、より適切な方法だと判断したことによるものです。

これにより、従来の方針と比べて、当事業年度の売上総利益は16百万円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ40百万円増加しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」283百万円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」493百万円に含めて表示しております。

(損益計算書)

前事業年度において「営業外収益」に独立掲記しておりました「受取利息」は、金額的重要性が乏しいため、当事業年度より「受取利息及び受取配当金」として表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」に表示していた「受取利息」0百万円と「受取配当金」300百万円は、「受取利息及び受取配当金」300百万円として組替えております。

前事業年度において「営業外費用」の「雑損失」に含めていた「投資事業組合運用損」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記して表示しております。この表示方法を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「雑損失」に表示していた2百万円は、「投資事業組合運用損」1百万円と「雑損失」0百万円として組替えております。

(追加情報)

「従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1. 権利確定条件付き有償新株予約権の概要

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (ストック・オプション等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

2. 採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。新株予約権が行使され、新株を発行する時は、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。

なお、新株予約権が失効した時は、当該失効に対応する額を失効が確定した会計期間の利益として処理しております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産及び負債

区分表示されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	110百万円	2,074百万円
短期金銭債務	1,029	1,444
長期金銭債務	98	138

2

(1) 当社は、M-SOLUTIONS(株)と極度貸付契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
借入限度額	250百万円	250百万円
当期末借入残高	-	-
借入未実行残高(差引額)	250	250

なお、上記極度貸付契約においては、個別に審査され借入額が決定されるため、必ずしも全額が貸付実行されるものではありません。

(2) 当社は、フォントワークス(株)と極度貸付契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は以下のとおりであります。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
借入限度額	1,200百万円	2,000百万円
当期末借入残高	800	1,100
借入未実行残高(差引額)	400	900

なお、上記極度貸付契約においては、個別に審査され借入額が決定されるため、必ずしも全額が貸付実行されるものではありません。

3 財務制限条項

前事業年度(2018年3月31日)

借入金のうち、(株)みずほ銀行との金銭消費貸借契約(借入金残高345百万円)には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

(1) 2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結貸借対照表に示される純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

(2) 2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結損益計算書に示される営業損益・親会社株主に帰属する当期純損益が2期連続して損失とならないこと。

当事業年度(2019年3月31日)

借入金のうち、(株)みずほ銀行との金銭消費貸借契約(借入金残高24百万円)には財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、借入先からの請求により、一括返済することになっております。

(1) 2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結貸借対照表に示される純資産の部の金額を、前年同期比75%以上に維持すること。

(2) 2014年3月期の決算期以降、各年度の決算期における借主の連結損益計算書に示される営業損益・親会社株主に帰属する当期純損益が2期連続して損失とならないこと。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高	453百万円	5,617百万円
仕入高	429	875
販売費及び一般管理費	159	199
営業取引以外の取引高	300	12

- 2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度51%、当事業年度44%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度49%、当事業年度56%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
給与手当	1,161百万円	1,075百万円
賞与引当金繰入額	122	145
有形固定資産減価償却費	163	146
無形固定資産減価償却費	97	87

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式4,661百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式4,661百万円、関連会社株式41百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	25百万円	31百万円
未払事業所税	5	5
賞与引当金	157	170
受注損失引当金	18	15
未払社会保険料	23	25
未払家賃	40	59
投資有価証券評価損	139	139
減価償却超過額	42	58
資産除去債務	68	61
その他有価証券評価差額金	-	5
その他	13	16
繰延税金資産合計	534	589
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	39	29
その他有価証券評価差額金	2	-
繰延税金負債合計	41	29
繰延税金資産の純額	493	559

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2	0.3
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	4.3	0.9
住民税均等割	0.4	0.4
株式報酬費用	0.7	1.2
所得拡大促進税制による税額控除	2.0	-
その他	0.3	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.1	32.2

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 (百万円)
有形固定資産	建物	388	5	39	43	310	323
	工具、器具及び備品	556	75	15	139	477	946
	計	944	80	55	182	788	1,270
無形固定資産	ソフトウェア	630	467	2	365	729	-
	ソフトウェア仮勘定	98	115	93	-	120	-
	その他	12	0	-	0	12	-
	計	741	584	95	366	863	-

(注) 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

資産の種類	内容		金額
工具、器具及び備品	増加	従業員用PCの購入	35百万円
ソフトウェア	増加	セキュリティ運用監視サービス開発	65百万円
		マイクロソフト製品導入支援ツール開発	39百万円
ソフトウェア仮勘定	増加	基幹業務システム開発	44百万円

【引当金明細表】

科目	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	0	0	0	0
賞与引当金	591	640	591	640
受注損失引当金	9	41	9	41
瑕疵補修引当金	7	0	7	0

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	(注1、2)
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行(株) 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行(株)
取次所	-
買取・売渡手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 http://www.softbanktech.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
 - (4) 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利
2. 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(2004年6月9日 法律第88条)の施行に伴い、単元未満株式の買取・売渡を含む株式の取扱いは、原則として証券会社等の口座管理機関を経由して行うこととなっています。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等は、ソフトバンクグループジャパン(株)であります。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第30期)(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 2018年6月18日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月18日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

第31期第1四半期(自 2018年4月1日 至 2018年6月30日) 2018年8月13日関東財務局長に提出

第31期第2四半期(自 2018年7月1日 至 2018年9月30日) 2018年11月13日関東財務局長に提出

第31期第3四半期(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日) 2019年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年6月20日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

2018年9月26日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間(自 2018年6月1日 至 2018年6月30日) 2018年7月6日関東財務局長へ提出

(6) 臨時報告書の訂正報告書

2018年10月11日関東財務局長に提出

2018年9月26日提出の臨時報告書に係る訂正報告書であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月17日

ソフトバンク・テクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘 幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 平 貴 史

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソフトバンク・テクノロジー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益及び包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソフトバンク・テクノロジー株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ソフトバンク・テクノロジー株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ソフトバンク・テクノロジー株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月17日

ソフトバンク・テクノロジー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小林 弘 幸

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下 平 貴 史

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているソフトバンク・テクノロジー株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第31期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソフトバンク・テクノロジー株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。